



月 九 4
1161
3

國可
恰



明治乙未夏

後任公爵九條道孝題



神都名勝誌卷之二

目錄

- | | | | |
|-------------|--------|--------|----------|
| 宮川并圖 | 河原禊所并圖 | 饗河原 | 清盛堤 |
| 守護使不入地并秀吉朱印 | 岩出祭主故墟 | 岩出寺 | |
| 長者淵 | 御牧小野 | 岩出城趾 | 河原神社 |
| 澤道小野 | 藤波里并古圖 | 岩波里并古圖 | 山田原并御木曳圖 |
| 宮川町 | 京町 | 中島町 | 中島合戰 |
| 志等美神社 | 大河内神社 | 打懸神社 | 栗尾岡 |
| 山幡淵 | 小河橋 | 辻久留町 | 二俣町 |
| 天神山并經瓦 | 浦口町 | 筋向橋 | 常磐町 |
| 城山并子良館舊記 | 梅香寺 | 奉行屋鋪 | 草奈岐神社 |
| 大間國生神社 | 清野并庭神社 | 下中之郷町 | 今社 |

八日市場町	上座蛭子祠	坂社	等觀寺
度會常昌靈社	曾禰町	奉行屋敷	新町
一志久保町	並木	若宮八幡社	藤社
大世古町	宮市場古文書	新道	一之木町
須原大社	走下青物市	三方會合所舊趾	福島正賴墓
宮後町	通神路	月夜見宮	高河原神社
沼木平尾行宮舊趾	離宮院神序舊趾	館町	北御門口 <small>并北御門歌合</small>
裏見張所	鮎迎	豐川	田中中世古町
豐川町	御鹽橋	一鳥居橋	清盛楠 <small>并圖</small>
表見張所	一鳥居	行在所	參集所
大麻所	廻神	祓所	二鳥居
御神樂殿	五丈殿	九丈殿	主神司殿

齋内親王御輿宿	玉串行事所	別宮遙拜所	祓所
御池	大宮院東御敷地	五百枝杉	蕃屏
板垣鳥居 <small>并宮中圖</small>	南宿衛屋	外玉垣御門	中重鳥居
石壺	四丈殿 <small>并官幣殿檢圖</small>	女孺侍殿	内玉垣御門
蕃垣御門	瑞垣御門	豐受大神宮正殿	相殿神
正遷宮	年中諸祭典	神異 <small>并圖</small>	東西寶殿
御饌殿	外幣殿	北宿衛屋	北御門
蕃屏	上御井	藤岡山	度會國御神社
大津神社	廳舍	御器御倉調御倉	忌火屋殿
忌火屋殿附屬舍	祓所	御饌道	廻神
酒殿	御饌調理負齋宿所	御竈木屋	内御廐
北御門口鳥居	廻神	外御廐	齋内親王御膳殿壹院

中堤	下部坂	檜尾	多賀宮 <small>并圖</small>
廻神	下御井	山口祭場	土宮
風宮	廻神	千枝杉	

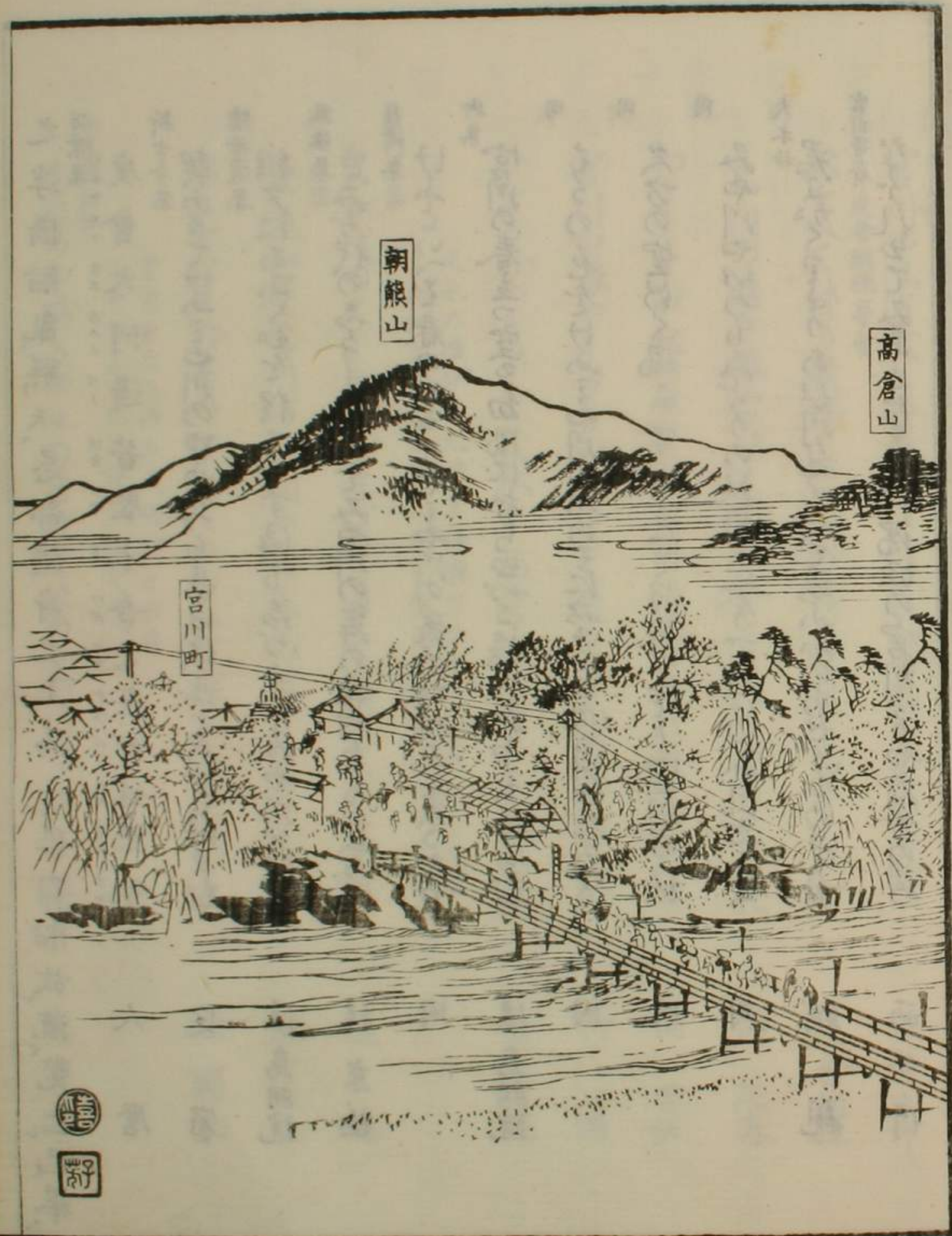
宮川

度會郡の中央を流る、一大洪河あり。神域に近きゆゑ、此の稱あり。

水源、大和紀伊伊勢三國の堺大臺原巴の淵より出で、大杉谷三瀬谷を経て、野尻川に會し、又一の瀬谷乃流と合す。其餘多氣度會兩郡の溪流數百條を一括して、北に奔り、大湊に至りて、海に入る。水原を距ること、三十餘里あり。古ハ、度會川とも、又、度會の大川とも、齋の宮川ともひひき。渡口、三箇所、上を、柳の渡といひ、下を、磯の渡と云ひ、中を、櫻の渡といふ。此の櫻の渡、即、關東京攝より、吾が神宮に達する國道の渡口なり。天平寶字二年に、此の渡口に、船橋を懸けしこと、始めて、これ見えたり。勅使参向の節、ハ、中世まで、臨時に設けられたりとぞ。其の後、永く、船渡なりしに、近年、假の板橋を架けたり。

大神宮諸雜事記

天平寶字二年九月、御祭使祭主清麻呂卿參宮之間、度會川



宮川真景

之浮橋船亂解天、忌部隨身之上馬一匹自船放流、斃亡已畢。

万葉集 度會大河邊 若歷木 吾久在者 妹戀鴨 人 磨

新古今集 契ありてけふみや川のゆふかづら 長き代までもかへて頼まむ 定 家

續拾遺集 朝夕にあぶむ心を捨てらす 浪もあづらにみや川乃月 後鳥羽院

風雅集 きみみ代のもろと 是をみや川の岸の杉村色も 後京極

月濟集 けふといへば春のさるを みや川の岸の杉村色も 同

御集 宮川の春立つ空の初風に 打ち出づる 浪の花やちりちり 後鳥羽院

もろの色をけふみや川の杉のたねさる風も 杉村色も 同

久方の空ゆく風も 雲ききえて 月かげ空へ 宮川の秋 同

みや川やゆもみづの枝のまに 今一志ほの春風ぞふく 同

夫木抄 君かかるとりあひ川がらへて 思ふ心のあせずもあるれ 輔 親

宮川哥合 なぐれをてみあたたかまに 瑞垣の宮川よりや 度會のめ 西 行

外宮神詳記

宮川や流き流よみそぎて 祈らむ事此のあはぬを 作者未詳

建武元年度會朝棟亭會

秋をへて神も我世うみや川の月ふむのすこわらむ 度會朝棟

みや川の清き流うげさえて 秋もこよひと 淡める月影 同 延春

わきそすむ枝の半とみや川の浪間の月影を さやけき 同 常佐

宮川や浪のよゆくかぞくまを月もこよひの枝やあうらむ 行 遍

心を外ふるさで 歳秋もこの宮川の流きを 詠めむ 龜 菊 九

同

文永の頃伊勢太神宮法樂の杉木の神代より流盡
せぬ河上行末も限ならむことを思ひふけて 通 海

繪門葉集 君か代の久き教を 浮びける 豊もみや川のおれもか上 度會元長

神祇百首 螢花よ 豊宮川の夕園ふ移舟の 舞さすうとぞる 源 國 永

家集 水上をねも へ 苔の栗うてめぐみぞ 深き宮川の末 源 國 永

宮川よりたり侍るよ 明かこの月

忘れめや 跡う 廿日の月影を ほのみや川の春の曙 堯 孝

永享参詣記

さやうよていと神さびたり。

宮川月

林信充

鳳岡全集
月出白雲層宮川綠水凝波心浸玉宇上下共清澄

度會川月

同

同
月泛大河水靈光德廣覃神風挂影度會上現優曇

河原禊所

中の渡口の北よりあり。

齋内親王公卿勅使例幣使等奉向の節被を受けさせられ處を
其の他三節祭ハ太神宮司禰宜内人等も此の所ニ参集被
を修めし由今も勅使奉向の節ハ神宮主典此の處にて修被の式
を行ふ。

皇太神宮儀式帳

六月月次祭為供奉禰宜内人等皆悉参集與太神宮司度會

河臨晦大被仕奉八月晦大被亦同故異之

止由氣太神宮儀式帳

將來六月月次祭為供奉禰宜内人等皆悉太神宮司共参集

延喜式

臨度會河晦大被仕奉然即御厨大饗給布

齋王參度會宮中禊度會川參入神宮

江家次第公卿勅使條

渡宮川被御幣御馬次第整立官司備被物卜部被詞官司獻大麻

中右記

永久二年二月三日己酉巳刻於離宮先輩東庭被卜部使勤之御

馬神寶官司二人少司一人有障不参神祇官使々先行次下官共人少

宗能侍從宗成散位宗次第進發兩脚無隙風氣殊甚衆人衣

裳皆以濕損渡宮川於岸上被外宮御馬神寶等相分令被清也

伊勢勅使部類記内大臣左近衛大將源雅實公参向條

嘉承二年二月十六日酉天顔快晴卯初沐浴則著束帶解除

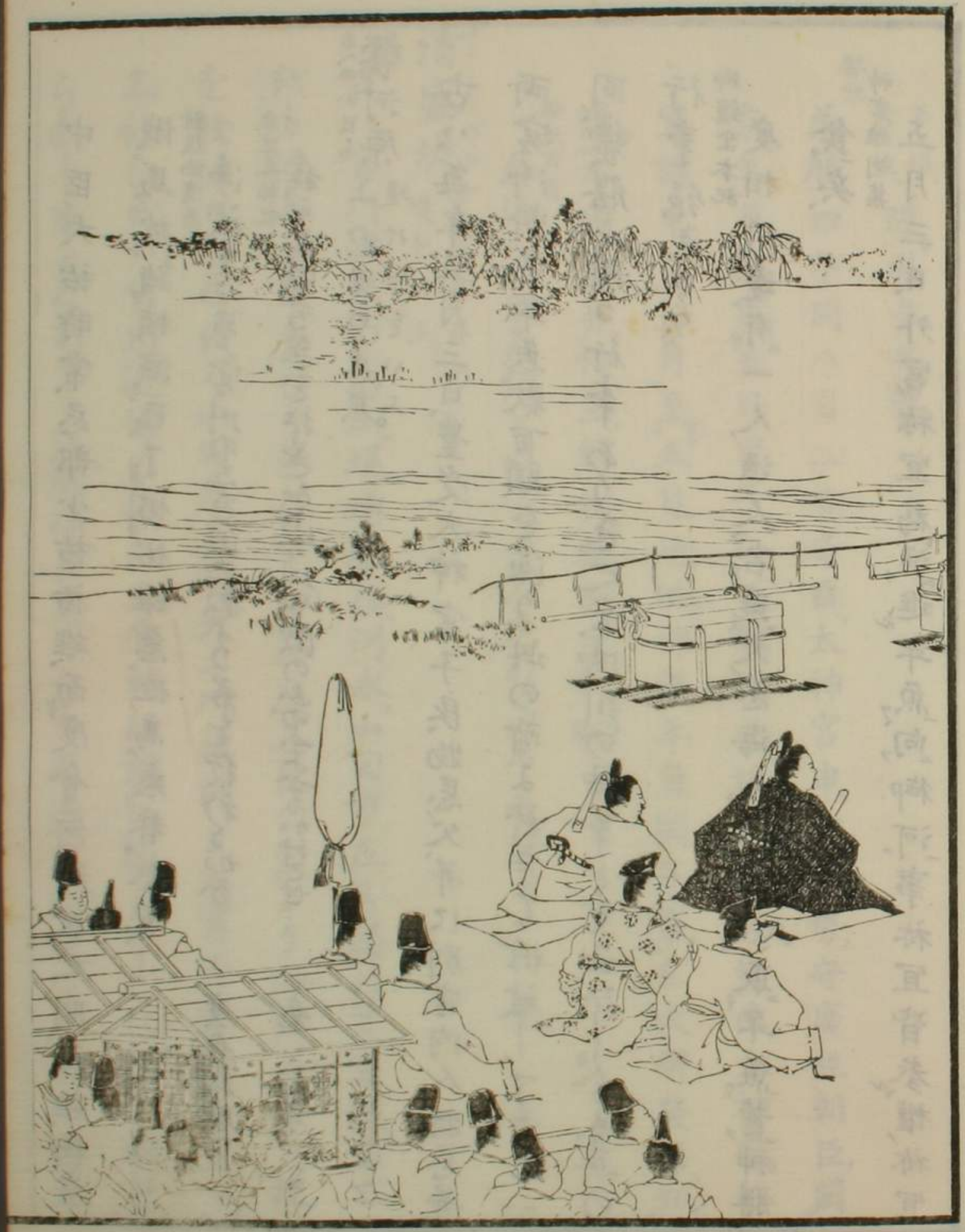
兼政勤之官司定輔以下之人著束帶扈從参宮神寶神祇官等荷

行中納言中將少將及前駟等皆著束帶隨身著狩衣從後騎

到宮河乘船渡於東河原行被昇立御馬神寶等於前使以下列居

伊勢勅使部類記

宇多天皇仁和四年十二月廿三日勅使参宮王神祇伯雅望



例幣使官川被之圖

明和五年
 十段堂景瑞畫之

中臣大祐時常忌部少祐祐雄而度會河御被之間祐雄從童
俄馬被踏頓滅已了仍佑雄急他馬乘替參宮

新後拾遺集

涉被するを宮川の志波の教より君を狩りかか

度會相勝

永享奉詔記

我が君の言きこばきを宮川や波のふゆふもかけせ

堯 孝

饗河原 あへのかはら 上の渡の東岸 堤れ下をいふ。

古ハ毎年五月三日豊受大神宮子良物忌父并に別宮内人物忌等
両宮御料の年魚数百頭を漁り此の所よ於きて修被し了りて一
同饗膳と預る行事ありき之を御川の神事とぞ云ひし今も其の
行事絶えたり。

御鎮坐本紀

度相川邊有一人漁人名號天忍海人今謂之掃部氏取年魚蓄神膳

食矣

神宮雜例集

五月三日外宮祓宜為漁進年魚向御河事祓宜皆參權祓宜

五位 隨見參有饗
六位 都記

兼曆四年閏八月二日辛酉太神宮申前伊勢守廣經朝臣闕
怠年魚酢事五日甲子今日陣定也被定伊勢豊受太神宮祓
宜訴申自正月至五月所供神饌年魚闕怠事左大辨發語如
讀本國解并神主解狀無別定詞下 日

神祇百首

急海人の年魚哉どうぬるそのかむ安忍の川も雨降りけり

元 長

清盛堤 きよもりづみ 宮川東岸の堤をいふ。

古ハ宮川洪水の為小堤坊壞れ河水山田市在に溢れて宮域まで
致も浸ち事属有りきといふ其の度毎に公家より沙汰ありて堤
を修補せらる或ハ山田地主神大土御祖神土宮の宮騷を宣下
志給ひ或ハ宮川近傍の攝社及當時現職の祭主などに位を授け
らる事さるありて致應保長寛のころ平清盛勅使として参向せ

一時堅牢なる堤防を改築したりとぞ。故に土俗今尚之を清盛堤
といひ傳へたり。

社記

類聚神祇本源

大治三年六月五日、宮號宣下、為度會河堤守護也。

一志止見、打懸、大河内、社增位事

件、三箇社、為防川堤守護、可被增進位階之由、次第上奏之
處、被進、勅書、

勅、正五位下志止見名神

今奉授、從四位下、大治三年六月十日

勅、正五位下打懸名神

今奉授、從四位下、大治三年六月十日

勅、正五位下大河内名神

今奉授、從四位下、大治三年六月十日

祭主補任

祭主從三位行神祇大副大中臣公長卿

大治三年二月二日、叙從三位、伊勢宮川堤賞、

守護使不入地

宮川以内を云ふ。豊臣、徳川
両家朱印の寫を左に掲ぐ。

徳川家朱印

條

一内宮知行方可為守護不入事、

付諸法度任先規、年寄共可申付事、

一喧嘩口論之儀、前々雖有之、當時堅令停止記、

若於違背之輩者、双方可為曲事、

一参宮之輩者、可為且那次第事、

慶長八年九月九日、家康朱印

内宮二卿

年寄

條

豐臣秀吉朱印 横一尺一寸七分

舊會合所藏

降

一 今度伊勢熱國捨地代清和
 伊勢河内内大神宮為
 敷地、兼為儀業敷上志不
 及、主沙汰捨地免除之事
 一 由宮司神主、年々共行、計

通身書敷法度、不撥、此、
 一 河内内山林竹木屋敷田畠、
 此、先規、沙汰、其外、法、及、令、幼、孫、事
 右、第、永、代、不可、有、相、違、志、也

文祿三年甲午十一月十六日

伊勢

山田勘十郎
宇治勘十郎
大津清勘十郎

一伊勢後宮川内三宮内知行方可為守護不入事○第二條
前同文。

一參宮之輩者可為先規法式事
慶長八年九月廿五日家康朱印

外宮

年寄

宇治山田市中揭示場制牌
條

一伊勢太神宮領内可為守護使不入事

附諸法度如前年寄共可申付事

一喧嘩口論堅令停止之禮若於違犯之族者可處双方罪科
事

一參宮之輩可任先規法式是外宮仲間之法式之由所載先
判、弥堅、可相守之事

一當分參宮之輩者

兩宮之内可任其志師職之旨申之不可差留事

附兩宮師職無之者可為參宮人心次第事

一古來相傳之且郡以才覺不可奪取事

右之條、依當家先判之例、弥不可有違背者也

享保三年七月十一日吉宗朱印

宇治二郷

年寄共

外宮年寄共付與せらるる一朱印状、前同文
なれむ之を畧す。

岩出祭主故墟宮川渡口より一里許川
上の西岸、岩出村あり。

長保年間祭主大中臣輔親卿より、明德應永年間、清忠卿の頃ま
で、凡三百九十餘年居住せられ、舊地なり。第宅の故墟、今に存
して、其の規模を見らるる是なり。

岩出寺舊址、詳
ならず。

大中臣系圖、鎬矢記等、輔親卿、大の木村、釋尊寺を造立せし由見えり。恐らくは、此の寺あらむ。古今著聞集、祭主神祇伯親定、伊勢國岩出といふ所に、堂を建て、瞻西上人を請べて、供養を遂げし由を載む。今、猶、岩出村の字、寺屋敷といふ所あり。合せ考ふべし。

伊勢、祭主輔親を立てたるいふ寺より、三昧堂の新拾遺集、ほら貝のうせたるをこひ侍りけるをつうてにして、かまろめる谷の洞をぞ思ひやう秋風のや吹きてとやらむ 伊勢

伊勢に侍る頂祭主親定卿、岩出と云ふ家ありしとて、まわりて見けるみ誠に面白かる中より、川向比山づら優なりけるを思ひ出でられて、

散木奇歌集 遠近の外山の花をばあしともしを思へばあし人もあし 藤原俊賴

長者淵 岩出村の東、宮川筋の深淵をいふ。

往昔、此の地、市守長者と稱する富喜の家ありし由、口碑に傳

へたさども信むるに足らば。或は、祭主の第宅、近きよあるを以て、名としたりるものもいへり。

御牧小野 同村に續ける郊原をいふ。

延喜式、神馬を御牧に放つとあるを、此の御牧に放ちたりしことなりとぞ。今、牧場にあらば。

岩出城趾 同村あり。

天正三年、田丸中務少輔真息、牧村兵部大輔利貞、始めて、當地に城を築き、其の後、稻葉藏人道通等、此の城に憑りし事、舊記に見えたり。

勢州兵記 天正三年冬、信長公ノ御意トテ、信雄ヲバ、田丸城へ移サレ、北畠右中將ニ任ジ、家督ヲ嗣ガセラル。養父北畠左中將信意卿ハ、隱居ナリ。亦、大御所中納言具教卿ハ、三瀬ニ

城ヲ立テ移リ給フ。是何事カ有ラバ、大杉へ引キ込ムタ
メナリ。田丸中務少輔ハ、岩手城ニ移ラレタリ。○稻葉藏
ハ、中島合戦
の所ヲ讓ル。

河原神社

岩出村の向ひ、宮川の東岸、佐八村に坐す。皇大神宮の攝社あり。

皇大神宮儀式帳

川原神社一處、稱、月讀神、御玉形無、同内親王定、祝、

正殿一宇、長四尺、弘三尺、高六尺、玉垣一重、四方各二丈、坐地九段、四至

東西北大川、南島、外十六社、之を畧す。

以上、十七箇處、神國津社、

右社、隨、破壊之時、國郡司以、正税、稻、修造、如件、

以前祝部等、太神宮司、卜食定、任之狀、移送、伊勢國司之、

延喜式太神宮所撰二十四社

河原社

社記

川原社、在、活木、郷佐八村、

澤道小野

今の佐八村の事なり。澤池とも、相地とも見えたり。

往昔、倭姫命、大宮所を覓め給ひ、野後より、宮川の東岸を、次第に
巡幸し給ひ、時、御通過あり、舊蹟なり。

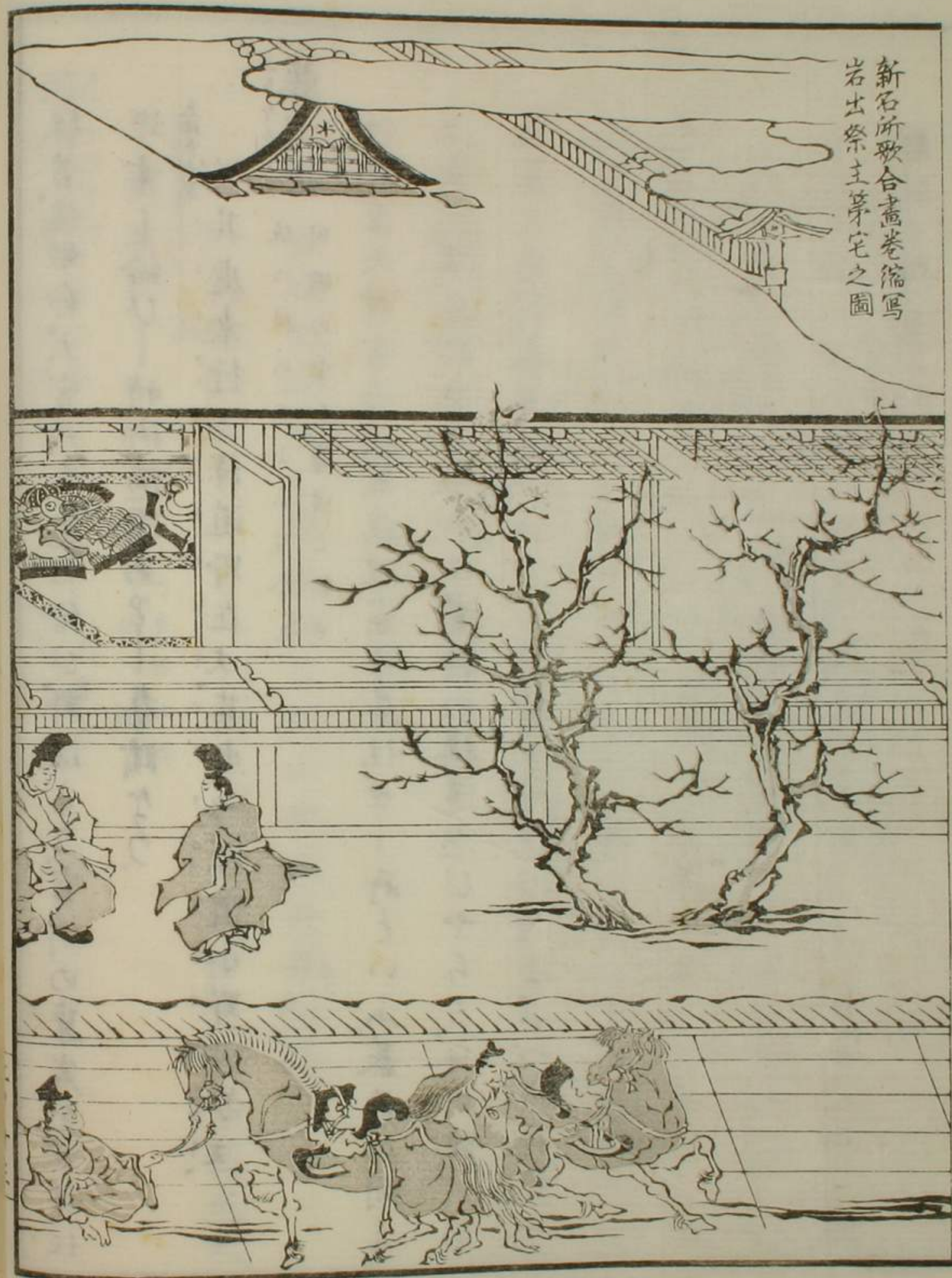
太神宮本記

從其處、幸行、澤道野、在、其處、澤道小野、止、

藤波里

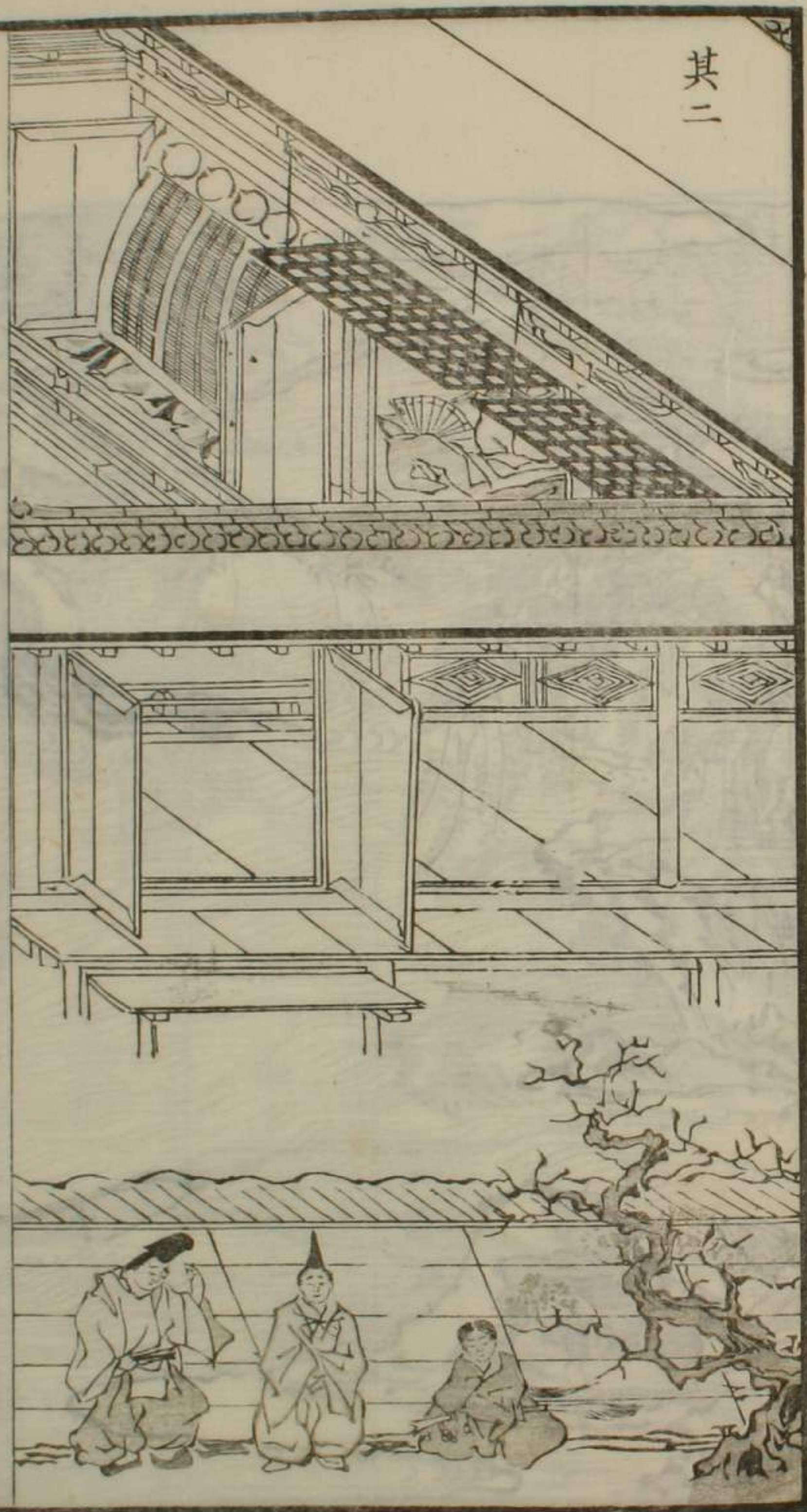
佐八村の西あり。今、田圃の字を、藤波と稱す。

往昔、皇大神宮の稱、宜藤波家の居住せし所といふ。葦荊の間、土塀の遺存せるものあり。當時の構造思ひやらる。此の地、川の東西ともに、藤波といひ、あや、磐居紀族拾遺よ、つづれの祭主ら、岩出よ、住み給ひ、時の歌とて、吾の庵ハ、岩出代、峰、れ、うへ、招ふか、れる藤波の里といつるをのせ、又、歌合、荒本田成言の歌よ、も、兩岸の事、叙よ、めり。明德應永の頃、代々、岩出よ、居給ひ、祭主の、京都よ、遷られ、後、其の由縁を忘れ、ドとて、岩出と稱し、後、藤波と稱せら、色きとも、いへり。

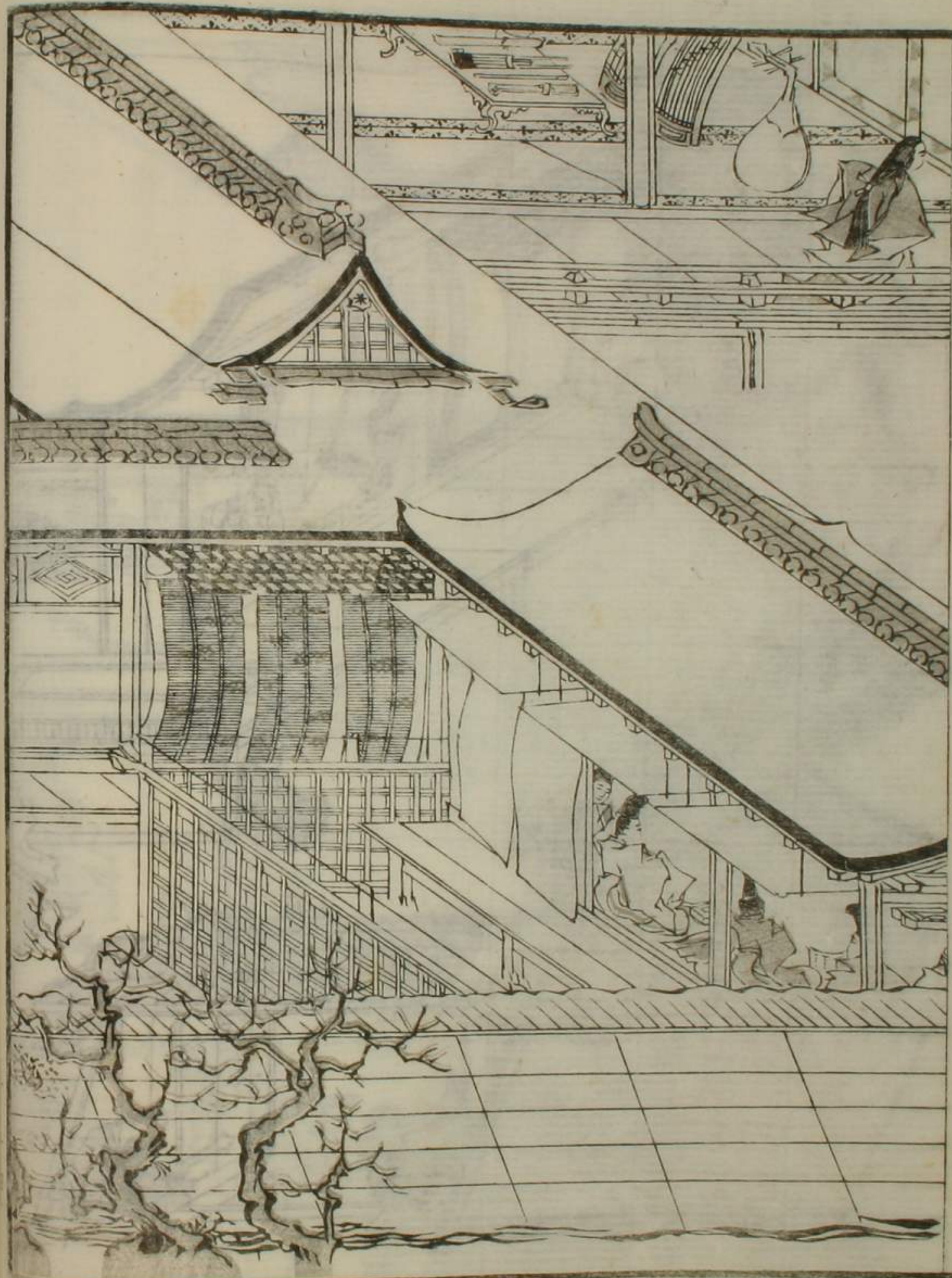


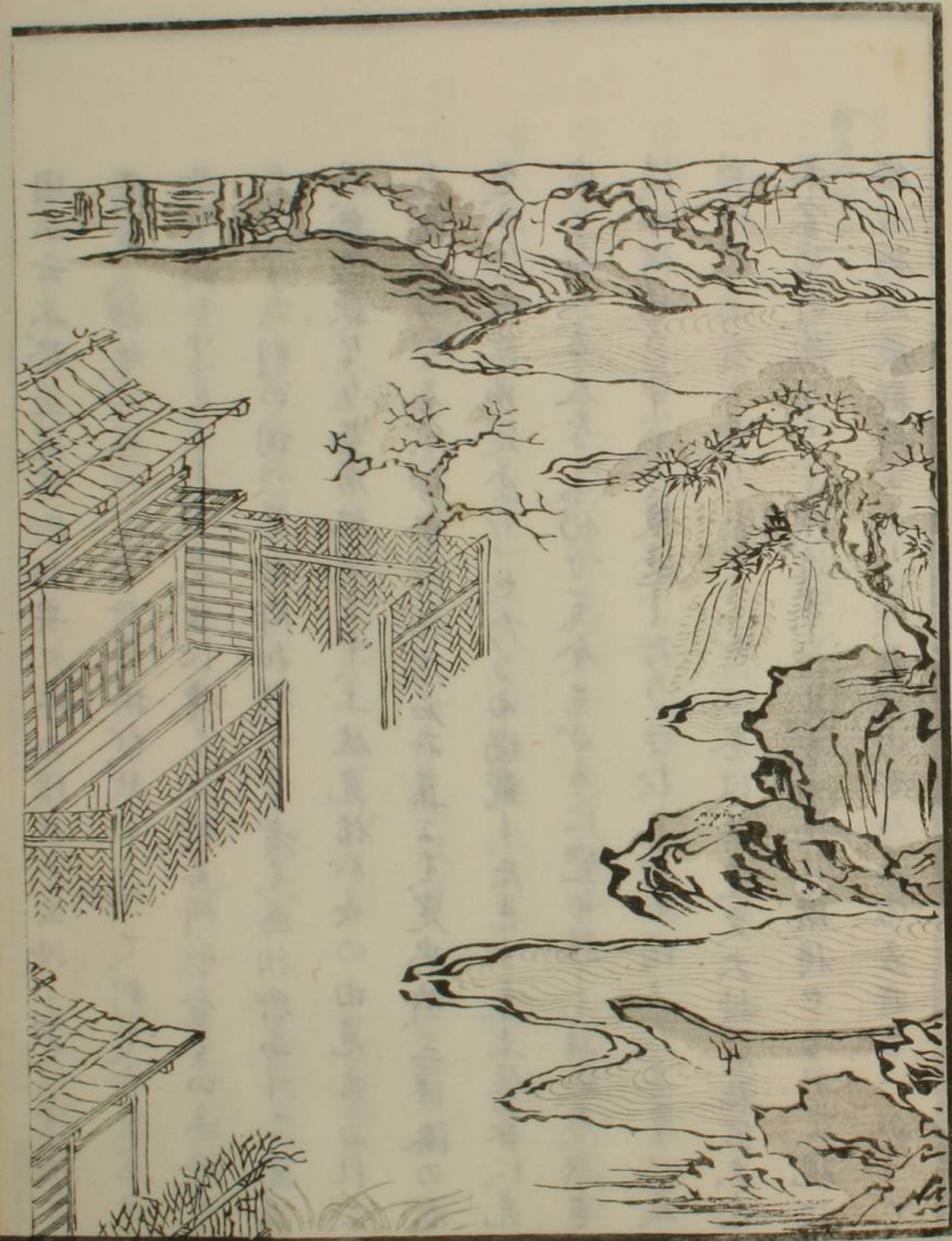
新名所歌合畫卷編寫
岩出祭主茅宅之圖

其二



花より志す
 新く見るの妙なりかし
 花よりかつあに
 花よりあひなるさとの
 花より





因ふ云ふ。祭主定忠卿、弘安九年の頃、荒木田神主、并に僧侶を
 集合し、神境の勝地、十箇所を撰び、歌合ひして、判を、冷泉為世
 卿に請ひしことあり。是世に傳ふる新名所歌合といふ繪卷
 ものなり。判の詞は、為世卿和歌の筆者を、為相卿ひして、國画
 は、無落款なり。藝居紀談よも、土佐光信が女の由見えぬれど
 も、時代をなぞず。伊勢神領内名所集よも、定忠卿、三津湊の國
 を、土佐將監光定小かへせたる由掲載したるも、土佐家に、光
 定と云へる人なし。仍りて、余さぶらに究め難し。此の巻、原書
 は、如何ある事より散逸したりけむ。天正の頃より、上巻ハ、或
 貴紳家の有とありしとぞ。下巻は、舊豊受大神宮祢宜久志
 本家の所藏なり。近年、神苑會の爲に購得せられて、現に
 徴古館に展觀場あり。即、藤波の里ハ、其の名所の一ふして、

新名所歌合

題画の模様ハ、川西あり、岩出祭主の宅と見えたり。

- 仍りて、余さぶらに究め難し。此の巻、原書
- は、如何ある事より散逸したりけむ。天正の頃より、上巻ハ、或
- 貴紳家の有とありしとぞ。下巻は、舊豊受大神宮祢宜久志
- 本家の所藏なり。近年、神苑會の爲に購得せられて、現に
- 徴古館に展觀場あり。即、藤波の里ハ、其の名所の一ふして、
- 荒木田尚良
- 大忠臣定忠
- 荒木田成言
- 僧都行賢
- 法眼能圓
- 荒木田成宗
- 荒木田長興
- 荒木田氏行
- 大法師良去

春毎に色もふ松の代にかけて盛もひさし孫のみけさと
 大法師圓親
 春毎に色もふ松の代かけて盛もひさし孫のみけさと
 荒木田定顯
 孫かゝる松かそらぬ色見えて夏ぞかゝる歳のみけと
 大法師良譽
 ゆく末のまも久しき里の名を嘆きてあらず松の孫を
 大法師尊親
 三ち帰りをうにあひたるさとの名もむさうらふ春の夏波
 大法師良惠

岩波里

新名所歌合の畫題なり。其の舊趾詳ならず。佐八村の南、圓坐村の西、小當り、宮川の水涯に突出せる巨岩あり。奔流、これに激し、白浪、つ孫、雪を巻ぐり。岩上よと、龍蛇の蟠居たるが如き老松、近年まで生ひ茂りてありき。恐らくて、此の所ありべし。
新名所歌合
 集、應永三年執印内宮一祢宜氏茂神主を、岩波と稱せり。されむ、其の頃まで、此の里の存せしを知るべし。
 秋風、河音言くふる春、小月、秋さや、岩波のきと
 定 忠

ぬれこそ光もまされゆく松の月よ宿せいとなみの里
 尚 良
 詠めつねぬ夜の月け、秋更けて川音高し岩波のさや
 成 言
 いづ松の月やとりきて岩波のまらよる里に名を留むらむ
 延 行
 風流る松の夕べの柳うげ、秋までなびくいとあみの里
 行 寶
 さとくもあをれさうらむ秋風や岩波言く音またつち
 能 圓
 月流るばうらわゆるわの秋さよか、河音言き岩波の里
 成 宗
 つきも孫をみとをまされ宮川や清き流のいはまのさと
 長 興
 松よ吹く松の川音言きて月流み流る岩波のさや
 氏 行
 まつ風よ川音たつる岩波の里もさやうに流るる月うれ
 良 吉
 かげ初る月もあさむの秋更けて河音言き岩波の里
 經 顯
 里人も月よ孫ぬ夜や更けぬらむ川音する激しのいと波
 圓 親
 以孫ぞてに月見よとてや秋風よあむちをふる岩波の里
 定 顯



同上
岩波里之圖



秋もや更けゆく月の影をみて川風さむし岩なこの里

良 譽

淡む月のいろもきよし宮川や流よ後くは波のさと

尊 親

まむ月の影より水の秋立ちて川音涼しいそかみの里

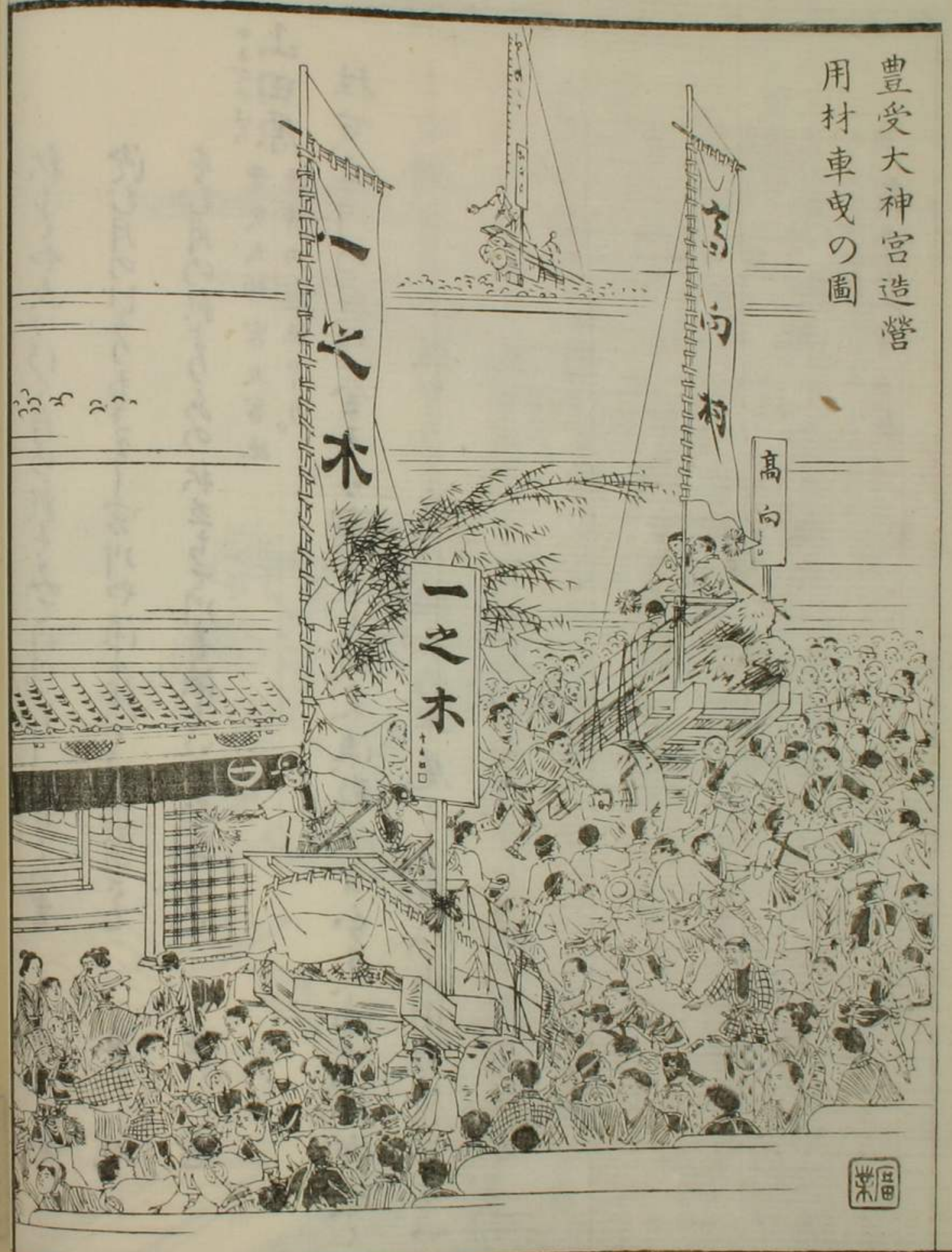
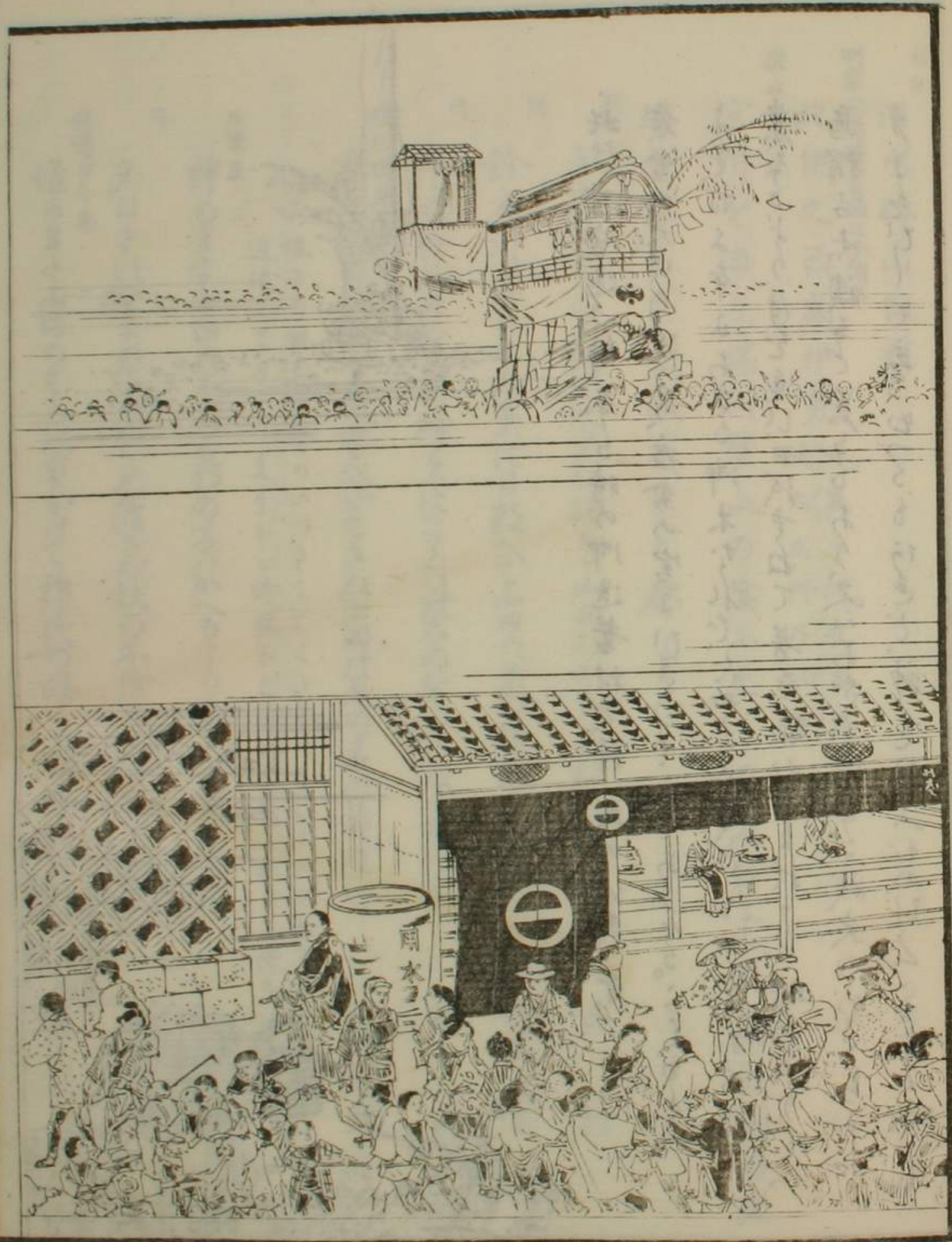
良 惠

山田原

やまだのはら 豊受大神宮大宮地 近傍の總称なり。

往古、宮川の堤防全ろざりし時、支流、敷派よ分色、池沼林檎、處々
 2交錯せり、平原なりしを、沼本の平尾とも、或ハ、山田の原ともい
 ひき、中世より、人家稠密して、一都會を成すに至り。近年、宇治高
 向、箕曲、沼本、継橋の五郷を合せて、宇治山田町と称す。郷名の注解ハ、
 上巻ニあり。

度會郡 沼木郷 山田原村 延喜式 度會郡 沼木郷 山田原
 天皇 我御命乎以氏度會乃山田原乃下津石根尔称辭竟奉
 流 豊受皇神尔申久下



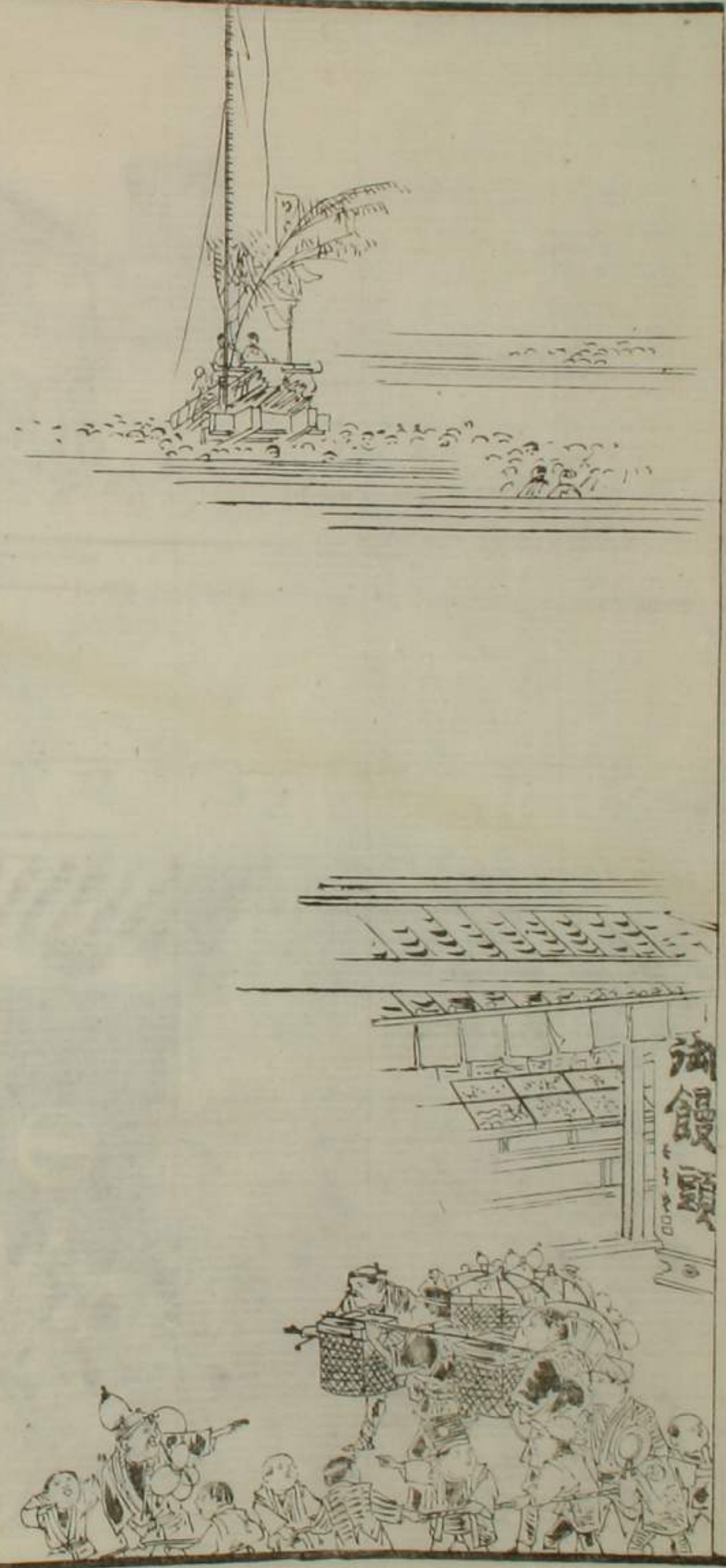
豊受大神宮造營
用材車曳の圖

一之木
高向村

一之木

高向

田



此は、神宮造り仕へ奉る時の御造替材を、神郡の公氏等、
 度會の大川乃邊より、夜會の宮よりいきつゝとまざりたる。こゝも、
 よも、百々本よあゆる沖木なれど、たやく曳きうべくもあらぬ
 業なるより、舟を造ひ日成まねて、勞き勤むるもれうら、時よよりて、
 烏帽子素襖もど、着るあり、又、あやしげなる賤夫のかうらうら、
 舟よをひりて立ち出づるも、ちと、神を敬ふ心、ひんくことさうべし。

社記
 沼木郷山田村

明草本清國書編日本國序

紀伊之西、為伊勢、北、為三河、其、奥、為

宮川を涉り、端山、繁山の陰、不至りて、みれむ、此面、カ、モ彼面、カ、モの里、

道をひらきて、誠、ふひと都なり。

新古今集

きのぼともう、城せにむむ時、山田のちりの松のむらま

同

鈴麻川、深き木の葉に、日殺へて、山田の系の時雨ををきく

同

神風や山田の系、の柳系に、うらけ、めをかけぬ、目をたき

續拾遺集

うこ代より霞も、幾まへて、きぬ山田、系、の春の、ゆほの

視子内親王、伊勢のいつきよて、くぐり侍りけるに、中納言、麻明、長奉、
 送使、よて、うへりまうり、時、祿かど、給ひて、人、歌よみ、侍りけるに、

玉葉集

神のます、山田、系、の、病、の子、かへる、より、こそ、ふ代、ハ、殺、へ、め

同

夕日さげや、ま田、系、を見、渡さ、ば、秋、の本、陰、よ、早、苗、と、る、かり

新古今集

誰う、ま、と、山田、の、そ、ら、れ、雪、か、けて、神、代、の、跡、よ、お、葉、撫、む、らむ

後九条

前内大臣

藤原為忠

源順

越前

太上天皇

西行

歌枕名寄
御集

堀川
左大臣

友の目けりうらからに深き山田の里の松の下かげ

後鳥羽院

於麻川ふみき流の志う山田れまの妻此むら雨

順徳院

過きかてに志うやすらへる山田の里の松月夜を

家隆

鈴麻路の園よまらぬ時を山田の松よ今宵啼くらむ

為尹

村雨乃今山田の波して月まきつつわくぎはか

同

うら風や山田のそらけうめ飛き世うけてまあみつ垣

兼邦

楊さくやまごの原の花盛あきならむもほむすむむ

慈鎮

万代を山田の系れあや松ふ風まき立てておうよはかり

西行

いかりさば稲まふの重も打ち靡き山田の系い志されてぞゆく

後光明寺

苗代のみをむにまらすれば山田の里を往まらぬけり

六茶

うら又神の為とや里人の山田れよよ葉つむらむ

為家

同
正治二年百首

鶯の初音をきのふさきうれ山田の里の梅乃立枝あ

能圓

同
建武元年度會朝棟亭會

きみみ代ハ山田の系よまきちぎの子なうもむむ松限らじ

土御門
内大臣

同
天文十一年太神宮千首

雨とけきやまごのそらに月影の啼う今宵を松のせよせむ

荒木田尚政

同
諸人のつむもあろど皆消えて廣き山田の里の若菜ハ

良惠
内大臣

宮川町

中の渡より、山田市街よ入る、最初の町あり。元ハ、中河
原と称し、近村の馬地ありしを、近年市街よ編入せり。

此の地諸國より参詣する人を送り迎ふる所よして、車馬織る如

く、往來の貴賤踵を接し、その雜沓いふがかりなり。兩側よも、茶店

簷を連ね、思ひくちある参詣の標旗、講社の記号等、翻とては

は翻とて

京町

宮川町の中央より、南ふ折きて、松の列
樹ある阿たりをいふ。中島町よ屬す。

是京都より勅使の参向する官道ありしによりて名づけし歟。

中島町

上の渡の街道より、京町よりの國道と合す。片原、小川町、河原町、中野等の本町不属する坊巷あり。

中島合戦

鳥羽の城主九鬼大隅守と、岩手の城主稻葉藏人頭との間常々不和あり。慶長年中、稻葉藏人、九鬼を討つむとして出陣せる途次、其の一族なり。北勝藏辰親と云ふ者と、此所にて戦ひたりとぞ。事、舊記に載せたり。此に、中島兵乱記を抄出して、其の大概をおのほべ。

中島兵乱記

雨時稻葉藏人頭ハ、當國岩出村ニ、城ヲ築キテ住居シ、九鬼大隅守ハ、志州鳥羽ニ、城ヲ構フ。然ル所ニ、此ノ兩主、遺恨相殘ル事アリテ、親睦ナラズ。中島ト岩出村トハ、其ノ間近クシテ、音信猶疎シ。藏人ト大隅守ト不和成ルニ依リテ、北ノ一門モ、岩出ヲ避ケテ、專ニ鳥羽ヘ歸服ス。且、勝藏カ娘ヲ以テ、大隅守ノ子九鬼主殿

ト婚姻ノ約ヲナセリ。大隅守秀隆、石田治部少輔ト、心深く相通ズ。依之、藏人頭前ノ宿意ヲ以チテ、能キ隙アラバ、九鬼ヲ討タント相謀ル。此ノ隱謀、早く、中島ニモレ聞エケル故ニ、慶長五歳八月下旬、九鬼主殿、兵卒二百餘人ヲ引具シテ、勝藏カ宅ニ隱伏ス。同九月朔日、藏人頭、九百餘騎ニテ、旗指シ立テ、岩出城ヨリ打チ出テ、植地村ニ至リ、離宮院ノ前ヲ經テ、小俣村ノ東方ヨリ、宮川ノ渡瀬ヲ打チ越エテ、中河原ニ着陣ス。此所ニテ、人数ヲ揃ヘ、先手ハ、漸ニ見村ニ發向セント欲スル所ニ、其ノ儘、旗頭ヲ引返シ、北ヨリ南ヘ、逆押ニ、中島ニ攻メ入り、一番ニ、勝藏カ固マル所ノ北口ニ打チ向フ。○中先陣ハ、已ニ挑ミ戦フ。後詰ノ勢、横手ニ、堤ヲ馳セテ、櫛外ヲ廻リテ、多クノ精兵、東口ノ大道筋ニ向フ。勝五郎ノ手勢、門ノ狭間ヨリ、鎧砲ヲ放ツ。堤ヨリ馳セ下ル敵、一騎

モモラス事ナシ。東口ニテ、敵勢都合五十餘人討タレタリ。其ノ
中ニ、藏人ノ從弟佐藤五左衛門、其ノ外村田又兵衛、野原太郎兵
衛ナド云フ勢兵十一騎アリ。中。爰ニ、藏人ノ家ノ子金森八左衛
門ト云フ者、一番乗ヲセントテ、高垣ヲ越ユル所ヲ、勝五郎、鎗ヲ
以チテ、ハ左衛門ガ左ノ眼ヲ突ク。倒レテ落ツ。ハ左衛門ガ郎等、
勝五郎ガ鎗ノ柄ヲ切ル。青貝ノ柄ノ切疵有ル鎗、左大。勝五郎ノ
郎等與左衛門ト云フ者、ハ左衛門ガ首ヲ取ラントスル所ヲ、ハ
左衛門郎等、與左衛門ヲ殺ス。敵、大勢、息ヲモツガズ攻メ入レバ、
勝五郎下知シテ、古井ノ積石ヲコボチテ、兵卒ヲシテ、ツグテニ
打タシム。其ノ石ニ、甲ノ鉢、鎧ノ袖ヲ破リ裂カル、モ人、數ヲ知
ラズ。藏人頭ハ、堤ノ邊ニ陣取リテ、軍兵ノ指引ヲナス。北口ニハ、
勝藏、主殿、茂原ノ吉田惡齋、弥四郎ガ類、三百餘人シテ、爰ヲ防グ。

北ノ隅戌亥ノ堤ニ、ハ幡ノ森アリ。敵、ハ幡ノ道筋ヨリ攻メ入り
テ、相戰フ。敵ノ手負死人、四十餘人、味方ニモ、東北ニテ、手負死人、
六十餘人有リ。勝五郎家來彦兵衛、與左衛門ハ、東口ニテ打タレ
ケリ。北方ニテハ、主殿ノ家老主水、伊藤十内ナドモ、打死ナリ。西
口ニハ、宮川、自、要害ノ地、相備ル。依リテ、孫大夫ガ手勢、纒ニ、廿四
五人シテ、爰ヲ堅ム。人數少クシテ防ギカネ、此ノ所、早ク敗軍ス。
南口ニハ、外記父子、内藏ナド、主從七十人計ニテ、爰ヲ堅ム。北口
勝藏ガ手、既ニ敗レテ、敵ノ大勢、櫛内ニ乱レ入り、先、火ヲ懸ケテ、
近邊ノ家ヲ燒ク。中。九月朔日辰ノ上刻、合戦始リテ、未ノ下刻ニ、
藏人頭、軍士ヲ引キテ、岩出ノ城ニ歸ル。九鬼大隅守、熊野新宮、堀
田房州等、中島合戦出來リヌト聞キテ、是ヲ救ハン為、其ノ勢ニ
千騎計ニテ、申ノ下刻ニ、中島ニ到着ス。中途ニテ、中島敗軍ヲ聞

キテ、兩主筋向ニ、威勝寺ニ屯ス。九鬼主殿、北ノ一族馳セ集リテ、合戦ノ様体、具ニ申ス。兩主、大ニ感ジテ、其ノ翌日、兩主共、鳥羽ニ歸リ給フ。

志等美神社

中島町の南、辻久留町ニ坐す。豊受大神宮の攝社あり。

大河内神社

以下三社位階昇進の事ハ、清盛堤の處ニ載せたり。

打懸神社

同社域ニ坐す。豊受大神宮の末社あり。

荪野井庭神社

大河内神社 社ハ畧す。

正殿拾參區

長各五尺、廣各三尺、五垣拾參重、廻長各六尺、大御門拾參間、高各八尺、廣各六尺。

右十六社、官幣元奉、但十三社者、國充料、令造奉於祝、又春秋並三度、祭者、節別、祢宜、内人等、率祝等供奉、此祝死、關替、祢宜等、申送、太神官司、即卜食定、其後家、被清預供

同書

打懸神社

○外七社

右八社、未載官帳、但社无料、祝造奉、但年中三度、祭者、祢

延喜式度會官所攝十六坐

志等美社

大河内社 ○外十四坐畧す。

右諸社、並預祈年神嘗祭

志止見社

志等美社、坐沼木郷、大河内社、坐同

打懸社

在山幡大

撫懸社

大河内社

各有祝預請物

栗尾岡

山幡淵

共ニ、豊受大神宮の四至なる、西の境ニあり。郷談ニハ、栗尾ハ、今の辻久留町、即、クルラの下畧

ふるべく、山幡淵ハ、其の町の西なる小川町の辺に在りけ
むといへり。志等美神社の社地あたりをいひあるべし。
神宮雜例集

一外宮付四至内實檢、并人宅壞退事、
神祇官符、伊勢太神宮司、

可定置豐受太神宮四至事

近四至、去神宮大垣外、四方各肆拾丈、

遠四至、東限、赤峯並榎手淵、南限、宮山西限、栗尾、岡並山幡淵、北限、宮川

右得、宮司去十一月廿七日、解狀、你彼宮神主、解狀、你謹檢

按内、太神宮四至、東南西深山、無有人宅、北限、宇治河、者、其

程去宮一里餘、此内不住人宅、禁制尤嚴、此則為禦穢事也、

此宮四至、未被定置、但去寬平五年十一月廿七日、司符、你

宮近、居住、百姓之宅、有火失事、殆及宮内、自今以後、任格條

自宮四方各卅丈之内、居住人宅、一切禁斷、若不擯出、科違

格罪、見任解却、曾不寬宥者、自尔以來、為近四至也、又依古

老傳、件遠四至、内神宮神主領來尚矣、又宮閑地等、諸人構

公檢地、争作、于時、以去、延喜十九年九月十三日、言上、被判

你宮、四至内、不可有公檢地、早勘制者、而猶詐不止、又遠四

至内、南方限、山、無有人宅、東西去宮、三四町程、此内居住、百

姓、或時、産穢、或時、死穢、舉哀葬送、此則可禁制之狀、司符度

々急、以畢、爰去、延喜十九年、以往穢事、不糾之急、屢被勘當

宮司神主等、望請、准太神宮例、將被定置、遠近四至、但汚穢

之時、郡司行事、出四至外者、司加覆勘、所申有實、仍言上、如

件、望請、官裁、依件、定以嚴神事者、官依解狀、下符、如件、宮司

宜兼知、立彼四堺、榜示、不可令致汚穢、符到奉行、
伯大中臣朝臣安則 大祐齋部

大副大中臣朝臣與主 少祐大中臣正廉

少副大中臣利世 大史直助鑿

延長四年四月十一日 少史戸

小河橋 土俗、こむごの橋といふ。中島町と、同町字中野との間、架せり。往古ハ、宮川の支流ありき。

辻久留町 中島町に續ける國道あり。

二俣町 辻久留町に續ける國道あり。往古ハ、田村と稱せし由。今、横巷一、田原と云ふあり。其の名稱の遺れるも也。

天神山 田原の南にあり。往昔、麓に菅神の廟ありしを以て名づく。土人、塚と稱す。此の地より、曼陀羅、梵字、佛經等を彫刺せる古瓦を掘出すこと、毎くあり。中ハ、兼安四年

浦口町 古瓦を掘出すこと、毎くあり。中ハ、兼安四年の文字現れたる物もあり。摸寫して、左に掲ぐ。

筋向橋 常磐町の西端にあり。筋違に架するを以て、名を得たり。宮川中の渡より、宮川町、常磐町、字茶屋町、浦口町、字堤世古を経て往來する間道の、相合ふ所あり。

常磐町 浦口町に續ける國道あり。元、上中之郷町と稱せしを、近年今の名に改む。橋村世古、八幡世古、鍋島世古、築地、風呂屋世古、西

城山 常磐町の南にあり。橋村世古の、本町に屬する防巷あり。ふる橋村家の、構内に屬せり。

文明十八年、村山掃部介武則、陣營を設け、北畠國司の軍勢を拒みし所あり。其の事跡ハ、伊勢軍記、勢陽雜記、久志本年代記、先規錄、官司引付、遷宮次第記、文明一乱記、子良館日記等に掲載したまきども、孰も大同小異なり。此ハ、簡明ある舊記を摘撮して、左に掲ぐ。

橋村家所藏古卷 永代進、置候城山之事

右山、并におこし茶屋む、少後不殘、我等持分、一圓渡し申候、東常勝寺におこし田島限り、南ハ、天神ヲ限り、西、心藏寺におこし道を限り、内山麓を限り、自然、此上之地内ニ付、自何方申、事候

可謂眾生悉是吾子而今此處多端異難
 住我一心能為讚頌難復教詔而不信受
 於諸欲法入冥者深哉是以方便為說三乘
 令諸眾生知三畏苦開示演說出世間道
 是者子等若心決定且足三明及六神通
 有得解脫見不暇如我汝舍利弗我為眾生
 如此譬喻說佛乘汝等若能信受是語

一切皆當得成佛道是乘微妙清淨第一
 於諸世間為最上佛亦悅可一切眾生
 所應稱讚供養禮拜無量億千諸力解脫
 禪定智慧及殊餘法得如身乘令諸士等
 日夜勤修常得遊戲樂諸菩薩及聲聞眾
 以此寶乘直至道場以是目緣十方諦求
 更無餘乘除佛方便告舍利弗汝諸人等
 自是吾子我則是文汝等累劫眾苦所燒

とも一若殿はきりしりら七六
 やそ融びあひのけらんかみ人
 我燧へうらふくまきばとうら
 我もやそかんまうるれはとこし
 二日たろろろかろんわては
 えんろろろろろろろろろろ
 びきりし

二ノ三十

共何時成共我等罷出相濟可申候就其為御掛代銀子三百文
 目慥ニ清取申事實心也於此儀若いあやう此書物出候共わん
 ぐたろろろ候仍為後日澄文如件

文禄五年丙申二月廿二日

村山掃部
 武勝花押
 使二候
 源右衛門

橋村主膳殿

観音山蓮華院梅香寺

西世古より南十丁餘高倉山の西
 風音山の半腹あり浄土宗あり。

開基蓮隨意上人の智恩寺智譽幡随上人の徒弟よりて元和元年十
 月七日此の寺を創立せり。大檀那ハ於梅の方なり。於梅の方ハ
 青木紀伊守の息女よりて徳川家康に奉仕し後本田上野介に
 嫁せり。故有りて洛東法林寺住職袋中上人の門入りて落飾

寛永四年、うゝにて本堂の北、坐禪石の東、草庵を結び住居
せし事廿一年、正保四年九月十一日、寂せり。辨して、蓮華院殿
窓譽梅香大禪尼といふ。又寶永年間、碩徳を以て、祐天と名を等
しくせし寅載上人も、此小住職せり。境内、幽邃閑寂、よして東南ハ
嵯峨たる高倉、鼓岳の翠屏を負ひ、西北ハ市街村落の碁布せら
を俯瞰し、尾参の遠山ハ遙に、黛色を、雲浪渺茫の間、呈は。風景
實、壯絶なり。

奉行屋鋪 野の世古あり。今の早修小學校の敷地あり。慶長九年、山田奉行日向半兵衛、公廨を置きし所なり。

草奈伎神社 常磐町の北、當まゝ大間廣よ坐す。豊受大神宮の攝社なり。

垂仁天皇の御代、越の國に、凶賊起りし、度會氏の祖神大若子
命、詔して、征伐せしめ給ひき。其の時下し給ひし、標の劍を鎮
め祠をる社ありと、延喜本系帳、及祢宜補任記、見ゆ。草奈伎の

辨ハ、日本武尊の寶劍、比へて、後人の稱せしなるべし。

大間國生神社 同域内よ坐す。大若子命、乙若子命を祀る。豊受大神宮の攝社あり。

草奈伎神社

正殿壹區、長六尺、廣四尺、高三尺、玉垣壹重、長七丈、高八尺、御門壹間、廣六尺、高八尺

大間國生神社

正殿貳區、長各六尺、廣各四尺、高各三尺、玉垣壹重、長八丈、高八尺、御門壹間、高六尺、廣六尺

右三所神社、造宮使造、奉此、祝死闕、替申送、太神宮司、即卜食定、其後家被清預、供奉事、ハ、この兩社、月讀神社を合せた

延喜式度會官所撰十六座 草名伎社

大間國生社

右諸社、並預祈年神嘗祭

社記
草名伎社、坐沼木、郷山田、村傍註、標、劔仗、

大間國生社、坐同村、傍註、大若子、乙若子、命、東大間、西國生、同玉垣、内座、

御竈本帳四十七前神社
草名伎社、大間國生社、

延喜本系帳祢宜補任
大若子、命、越國荒振、凶賊阿彦在天、不從皇化、取平仁罷止

詔天、標、劔ヲ賜比遣支、即幡上罷リ行き、取平天返事白時、

天皇歡給天、大幡主乃名乎加迎給支、

清野井庭神社、坐草奈伎神社の東、田圃の中、坐す、豐受大神宮の攝社あり。

止由氣太神宮儀式帳
清野井庭社、

延喜式度會宮所撰十六坐
清野井庭社、

社記
清野井庭社、坐同郷山田村、傍註、大間社、東野、草野姫、命、

御竈本帳四十七前神社
清野井庭社、

天喜廳宣
清野社

下中之郷町、常磐町ニ續ける國道なり。南ニ不動世古、新屋敷、北ニ浦之橋、長之世古、上之町、上之久保等の本町ニ屬する坊巷あり。

今社、上之久保の北端ニ坐す。山田産土神社の旧地ありと、

八日市場町、下中之郷町ニ續ける國道あり。南ニ市場、為田、横橋、新屋敷、坂之世古、片町等の本町ニ屬する坊巷あり。

此の地、中世、毎月八日、郷人、市麿を開き、諸物品を交易せし所なれ

む、六の称あり。

上座蛭子祠、同町ニ坐す。市場の祭神あり。

此の祠、元市場たりし折の面影を遺存せるふや。毎月八日、忌竹を立て、神燈を懸けて、祭事行ふ。士女絡繹せり。

因といふ。山田の市街、所々、市場ありき。五日ハ下馬所、六日ハ岡本、三日ハ岩淵等、舊記ニ詳あり。今猶三箇所とも、蛭子の祠を存せり。是市場ニ祭神なきハあるべし。

坂社 坂之世古に在り。山田産土神

靈縁山等觀寺 坂社の西に在り。禪宗曹洞派なり。

一 禰宜從三位度會神主常昌靈社 坂之世古の南、田圃の中、土俗飛社、又冠塚と云ふ。石

疊のこゝして、社殿なし。

常昌神主ハ文保元徳年間の一祢宜なり。神道の學ヲ精シカド
一 ことを、舊事紀玄義の序を見て知るべし。其の他、著書多シ。就
中、禁忌服假の條例を撰定シ、文保記と名づけたるものあり。又、度
會姓族類の系譜を調査シ、其の筋ヲ注進シたるをこれ有り。世に
之を、元徳奏覽系圖といふ。是等ハ、其の、最後世代益シたる著作な
リ。曆應二年に薨去せられたり。或ハ云ふ。宮城内下部坂より昇天
去たりと、是高貴の人れ死するに、天不歸るといふ古傳あり。よ
り、其の人を、神聖ニせむとて取り添へたる種ごとあるべし。され

ど、其の徳望ありしを思ひやるふら足りぬべし。

曾祢町 八日市場町の北に在り。高柳、今世古

奉行屋敷 高柳の南役所

慶長年間に、山田奉行長野内蔵允、元和年間ハ、同奉行山岡

図書頭、公廨を置きし所あり。

新町 高柳の北にあり。宮川より、直ニ河

元文年間、旅人小憇の為に、茶店を設けたるが、其の濫觴よして、
今ハ、章臺楊柳、白馬を繋ぎ、演劇歌舞絶ゆる間あり。殊ハ、夏月
の納涼も、烟土此妙技を盡し、涼棚樓閣の紅燈、晝を詔くばあ

をかり。

一 志久保町 八日市場町に續ける國道あり。南ニ、七ッ町、館町、八幡世古、風

並木 本町の南

宮市場文書 御裳濯川歌合背面 久志本常幸所藏
禰宜度會神主庭行の書あり。嘉元年中現任なまは、
其の頃の物なるべし。

宮市庭 南 事 枕中河原古帛

庭 幸中 伏下 相尋 高人 之 時 帛

少 志 惟 次 之 月 御 使 未 旨 吉 了 同

吾 之 也 飛 友 惟 次 之 月 先 傳 例 尤

能 字 使 丹 社 同 食 友 市 之 而 存 了

有 由 成 敗 似 次 誠 心 謹 言

五月十七日 梨葉堂 啓

人 皇 之 御 啓 具

往古、豊受大神宮の四至近境、人家あつて、時、此所より下馬所
まで、列木、鬱葱たりきといふ。故に、この称あり。文保記にも、不浄ノ
輩ハ、並木ヨリ内へ入レズと見えたり。

内宮年中行事、山宮祭、木目神事、條
於、外宮並木、有、下馬、
外宮北、御門前、於、並木、有、下馬、

若宮八幡社、此の社、益、津島某と稱せし、官司の鎮守社、あらむ。

藤社、八幡社の東に坐す。山田産土神八社の一あり。石畳のみよて社殿

大世古町、一志久保町の北にあり。尼ヶ辻、新道、靈岩寺町等の、

新道、本町北端を、東に折きて、一之
木町、走下に至るまでをいふ。

文政年間、田沼を填めて、其の築地、兩三軒の茶店を設けしが、
次第、繁華に趣きたりとぞ。今ハ、兩側、繞ひて、大厦層閣を構へ、
唱歌、絃聲、かまびまし。亦、一の銷金窩なり。

一之木、大世古町の東にあり。元、標と書す。往古、此の地、標の大樹あり

須原大社、走下、小座す。山田産土神八社の一あり。
或ハ、云ふ。高河原神社の舊趾ありと。

走下青物市、須原大社の北にあり。往古、地形、卑かりけれ

此の所、數軒、此青物問屋ありて、毎日午前六時頃より正午ま
で、市場を開く。菜蔬、果實、乾物、諸漬物等、近郷山野ハ云ふも更あり。
尾、參、駿、速、其の他、近國の産物まで、或ハ荷ひ、或ハ車馬よて運搬
し、街頭、山をなせり。其の往来、乃填盈、人聲の喧、
名状をべららば。

三方會合所舊址、會所の世古に在り。須原方、坂方、岩淵方の三方、年寄
集會して、市政を執りし所ありし、維新の際、廢

福島掃部頭源正頼墓、走下の北、越坂へ行く道路の東にあり。碑面に、
福昌院殿前、洒掃、鉄叟、道牛、大居士と刻せり。

藩翰譜、武徳編年集成、兵家茶話等を按ぶるに、掃部頭正頼ハ、福島
左衛門尉正則の弟よて、始、豊臣氏に仕へ、伊勢長島の城を領せり。

慶長五年の秋、元正則と共に徳川氏に属し、小勢にて、自城を立て籠る。原隠岐守胤房、此の城を攻む。戦半よして、関原の合戦、上方勢敗軍の報ありしに、胤房、自圍を解きて落ち失せたり。此の年十一月、正頼功によりて、大和宇多城を給もり、之に移る。三万石元和元年六月、己が家臣の事より、罪を得て、所領を没収せらる。夫より、伊勢山田に落ち来り、西河原町敷世古高河原邊に居をとり、寛永十年九月二十五日、同所に於て卒したり。其の子孫もや。寛文三年の頃、福島助六と称せし者ありき。大宮司精長朝臣の山田奉行八木但馬守宗直に差し出されし、管社勘文も、高河原社の舊趾に、福島助六殿乃屋敷云々と見えたり。

宮後町

一志久保町の東に續ける國道あり。豊受大神宮の本殿、南面にて、此の町、其の後、又當れるを以て名づけけり。東、西を、宮後といひ、北は折きて、月讀の宮に至る也。たりを、横宮後といふ。南に、館町北は、西河原藤之木、四谷辻、後野、鍛冶屋垣外等の坊基あり。外宮の域内より、神社港に至るは、此の道を取るを便とす。

通神路

横宮後をいふ。古くより、口碑に傳ふる歌あり。
宮柱立てをのより月夜見の神のゆきうみ中世を

月よみの宮づいて風よむき通神路をほめざらめ

月夜見宮

横宮後の北端に鎮り座す。豊受大神宮の別宮あり。
當宮に儀式帳、延喜式等も記せらるが如く、元月夜見社といひしを、

土御門天皇の承元四年五月廿二日、宮跡宣下ありて、別宮も列し、神殿を増作せられたり。又、頭工日記、應永廿六年正月四日の條、月夜見宮、同小殿云々と載せたは、其の頃まで、八、神殿二字ありしなるべし。宮域の四至封疆、沼澤を繞らし、その内は、老樹翁鬱として、實も千古の風致を存せり。

月讀神社

止由氣太神宮儀式帳

正殿貳區、長各六尺、廣各四尺、高各三尺、玉垣壹重、長八丈、高八尺、御門壹間、高八尺、廣

延喜式度會宮攝十六座

月夜見社

社記

月夜見社、坐沼木、野山田村

類聚神祇本源

月讀宮、在神宮北、四面堀百二十二丈、四至、去瑞垣、東西南北二十二丈

准土宮、嘉例依申子細、兼元四年五月廿二日、被下依請宣

旨、被授宮號了、建曆元年、辛未、造宮使增造神殿、准內宮加作

小殿以下、同十二月十八日、奉成遷宮畢

類聚大補任

建曆元年、豐受太神宮遷宮造宮使從五位下行神祇權少

祐親繼、今度造加別宮月讀宮一院、右神者准土宮之嘉例

依神事之增加、定別宮、可被增作寶殿、寸法之由、兼元四年

三月廿五日、次第上奏之處、同年五月廿二日、依請被下宣

旨也、增寶殿、寸法、諸事任土宮之例、致沙汰、募別功、以私物所造進也

康永參詣記

月讀宮より系りて拜すれば、森の朽葉、跡をかくして、庭の

冬草、塵をなせり。月讀の神名を思へむ、神代の事もきく

なれたる心よて、いくとせう、あはれ玉垣ありぬらむ神

代の秋乃月讀の宮

高河原神社

月夜見宮の域内と坐す。豊受大神宮の攝社なり。

當社ハ、神名秘書の注、一名川原坐國生神とあるを見れば、

神名帳又、川原坐國生神社と記し、齋宮式小、川原國生社と載せ

たるも、即此の社あり。相傳ふ。舊社域ハ、此の所より、一丁許東、西河

原、藪世古ありきと云ふ。又、須原大社ならむといふ説もあれども、証

と成るものなし。應永年中、頭工日記の文、又依色ハ、其の頃、己小

今の地も坐す趣なり。

止田氣太神宮儀式帳

高河原社

延喜式度會宮所攝十六社

高河原社

神名秘書

高河原社

一名川原坐國生、在沼木郷山田村月讀宮東、

社記

高河原社

坐同郷山田村、

頭工日記

應永廿六年、炎上、月讀宮、内小殿、河原社、忌火屋殿燒、

沼木平尾行宮舊趾

ぬきのひらのをのむんぐうのきやう
月夜見の宮の東、高河原の邊なりといふ。

雄略天皇の二十三年、豐受大神宮、丹波國與佐の宮より御遷幸

の節、所々行宮を經させられ、當國一志郡山邊の行宮より、先

此の所へ移り給ひ、三箇月の間坐し、まゝ了靈蹟なり。

荒木田盛澄神主の

神道庭訓よ云ふ。西河原藪、世古と云ふ所の奥、藪あり。其の中、此高きよ在る小祠、是ぞ高河原あると、古來云ひ傳へたる由、貞副長官の説なり。また、中啓間合草よ云ふ。元祿四年辛未八月、荒木田盛尹神主、改高河原社、舊地、西河原町藪、世古、此地、當月讀宮、東、依、往古

傳加之、寛永年中ト、去年四月ト、於此地、古代ノ土器數多掘出之、沼木、平尾、高河原、無紛旧地、惜哉、此地、依、民家、住處、成、上古、社迹、不分明、雖然、爰、近年、号、天津神、有、小社、因、茲、其、社迹、三間、四面、築、石垣、為、高河原、社、敷地、故、平尾之旧地、此、處、ニ、必、セリ、と、載、せ、たり。明治初年の頃、までハ、石疊の上、古樹、兩三、本、残り、一、あ、ど、今、ハ、田圃とありて、盛尹神主の厚意も、空しくありぬ。

御鎮坐本記

伊勢國鈴鹿、神戶、御一宿、次、山邊、行宮、御一宿、次、遷、幸、度、相、沼

木、平尾、興、行宮、天、三箇月、坐、焉、號、今、爾、處、天、名、離宮也、夜々、天

人、降臨、而、供、神樂、今、世、號、豐明、其、縁也、來、日、命、裔、屯、倉、乙、女、小

男童、神、宴、焉、戊、午、秋、九、月、望、從、離宮、遷、幸、山、田、原、之、新宮、

離宮院神序舊趾同所あり。

神序ハ、かむたちと讀む。神三郡の租税を徴し、貢物を収むる政

所なりき。垂仁天皇の御代、皇大神宮御鎮坐の當初ハ、有、尔、郷、島

墓村よ設けらるるを、孝徳天皇の御代に至り、十郷を、多氣郡と

し、十郷を、度會郡と定めて、神序を、少厨と改め、名、屯、倉、を、立、て、督

領をして所轄せしむらば。然れども、幾むくもなく、まゝ、督領の職を廢せられ、同御代、太神宮司の職を置らば、中臣香積連、須氣を以ちて、之に任せられり。是、太神宮司の權輿なり。此の太神宮司の職務を執る、即、神序にて、香積連、須氣就任以來、凡一百五十年、神郡の諸政を執行せし舊趾あり。まゝ、此の所、齋内親王の別館、諸司宿舎など、數棟ありて、その一郭内を總べて、離宮院とも稱したりとぞ。然るに、延暦十六年の水難より、湯田郷、宇羽、西村より移轉せらば、由、舊記より見えり。此の近傍の地名を察するに、大河原、河原村、高河原、吹上等の名ありて、中古まで、八宮川の分流、月夜見の宮に北裏俗よきととあり。と通り、ととわづれむ、其の水害は、罹りし、或るべし。

因よ云ふ。豐受大神宮の四至、北限、宮川とあり。古く、八宮川の

皇太神宮儀式帳

下流、綿谷殿と云ふ所より、高向郷を貫き、法藏主川を経て、檜尻川に落ちしあり。同郷に、今猶、北宮川の古名を存せり。

右從、纏向、珠城、朝廷以來、至難波、長柄、豐崎、宮御宇、天萬、豐日、天皇御世、有尔、鳥墓、村造、神序、為雜々、神政、行仕、奉支、而難波、朝廷、天下、立評、給時、尔、以十郷分、氏、度會、乃山田、原、立屯、倉、天、新家、連、阿久、多、督、領、磯、連、牟、良、助、督、仕、奉、支、以十郷分、竹、村、立、屯、倉、麻、績、連、廣、背、督、領、磯、部、真、夜、手、助、督、仕、奉、支、同、朝、廷、御、時、尔、初、太、神、宮、司、所、稱、神、序、司、中、臣、香、積、連、須、氣、仕、奉、支、是、人、時、尔、度、會、山、田、原、造、御、厨、天、改、神、序、登、云、名、天、號、御、厨、即、號、太、神、宮、司、支、

神宮雜例集

離宮院、延暦十六年丁丑八月三日、官符、從、度會、郡、沼木、郷、高、川、原、移、造、同、郡、湯、田、郷、宇、羽、西、村、畢、依、洪水、難、也、

園大曆
離宮院、在度會郡湯田郷宇羽西村、件院元、在高河原、而依延
曆十六年八月三日宣真

被、移、立、宇羽西村、造宮使大中臣、
豐庭、以大同三年、任大官司也、

館町たかまち
豐受大神宮北御門前の大道をいふ。一志久保町、宮後町、
田中々世古町の三町に屬す。土俗、或ハ、廣小路と稱す。

此の地、中古まで、祢宜以下諸神官の齋館あり、を以て、かく名づ
け、なるべし。今ハ、西側とも、旅館軒を連ね、繞ひて、二層三層の巨
樓を構へ、旅客を送迎す。街頭車馬常々輻湊せり。

北御門口きたみかどぐち
豐受大神宮の裏参道あり。本道ふあらざれども、旅
客、参宮、便利かるを以て、多くハ、是より参入す。

此の所、橋あり。豊川小架す。橋の西ふる石積ハ、慶長四年、豊臣氏
大坂在營の時、朝日の局に寄進し係る。局ハ、木下七郎兵衛家利乃
女小して、杉原伯耆守の妻なり。又、この内、小兜石と名づくる奇石
あるよし、舊記に見えたるも、今ハ、知る人なし。

裏見張所うらみけりしよ
北御門口の右側あり。神宮衛士、
一時間毎に交替し、晝夜を戒む。

久志本常幸藏

北御門歌合

元亨元年の冬、祢宜度會常良、同朝棟、同家行、同貞蔭、同有香、權祢
宜度會延明等十八人、北御門邊の齋館に會し、歌合して、批評を
小倉中納言入道に請ひ、事あり。世に、是を、北
御門歌合といふ。此の卷、當時延明の筆跡なり。

一番 落葉

左

祢宜度會常良

モロクせんコノハ、カリヤ、イキノ尾
スケルシク、ノツト、ノクスラム

右

祢宜度會朝棟

白キクをノハシ、アモナリ、ウシクシケル
コノハツサウフ、ニ子ノア、ウシニ

左右、心頭、是月、ヲ為、持字

鮎迎あひむかひ 毎年五月三日、宮川饗の河原にて漁りたる、西宮御料の鮎を、
祢宜ねい以下、北御門きたごもんにて奉迎する行事ありき。故に、この名あり。

年中行事全式 祢宜一人、是、謂、魚、迎、自、四、祢、宜、出、于、上、館、迎、其、來、拜、鮎、揖、物、忌、
至、十、祢、宜、分、番、勤、之、

等而先行、時祢宜對座、政所、列立、于北御門橋之西、頰、東、面、北

上、荷用、小内人等當過、其前、揖禮、入、于宮中、祢宜各蹲踞、拜、鮎、

豐川とよがわ 豐受大神宮々域を匝れる川あり。水源ハ、第二の御池より流れ出
て、御井社の北よて、一條の河と合し、北御門と一の鳥居と兩所の

橋を経て、神苑を貫
き、勢田川に入る。

往古ハ、宮川の支流、此の川よ注ぎ、ふや。長曆四年七月の洪水よ、

宮司兼任の船、小社村より乗り出し、北御門社の許、お着き、由、

雜事記ざしじ 不見えたり。

太神宮諸雜事記 長曆四年七月廿六日夜子時、中 洪水洗山、西風拂地、天、敢

人馬往反不通、然而祭主永輔、波、自野依村乘海船、字山田川

原着、宮司兼任自小社乘少船、山田乃古川、与利差、入、神宮北

門乃社許着

田中々世古町たなかぢやうこ 宮後町よ續ける国道なり。館町、中世
古道場、世古、奥田中等の坊巷あり。

豐川町とよがわぢやう 田中々世古町字館町よ續ける国道
あり。下馬所、會福世古等の坊巷あり。

元、下馬所前野町といひき。一の鳥居の前よ當れば、通行の諸人下

馬せを以て、かく名づけけりなるべし。此の町に、高等小學校あり。

次、歸離宮、過豐受宮前之間、可下馬、

於、外宮鳥居前、下馬相過、

伊勢勅使部類記 兼德二年十一月十八日、并十二月十七日、宣旨、同廿六日辰、

時到來、你應早令造、改豐受太神宮、政印、納銅笥壹口事、中

官使等寄宿、下馬所、北邊元時、宅内、廿八日、奉鑄笥了、

御塩橋みしほはし 北御門と一の鳥居口
との間、豊川よ架せり。

二見郷御塩殿、て焼き奉る、朝夕の御饌、御料の御塩を調進

まろ道なるを以て、かく名づけたり。

一鳥居橋 豊川に架す。豊受大神宮表の参道なり。行幸啓并に勅使参向等、ハ、
終て、此より参入し給ふ。傍に下馬札及禁令の判牌を立つ。

清盛楠 橋を渡りて、右側あり。抱、數十圍、
千餘年の星霜を経たる老樹なり。

往古、平朝臣清盛、勅使として参向せし時、其の枝、冠を降るを
以て伐らしめしより、かく名づけたりとぞ。

別當参議左衛門督平清盛

宸筆、範兼
朝臣

宣命、天變地妖、少
内記能資

上卿左大臣

長寛元年六月八日丁卯

權中納言平清盛

神寶、被、副、奉、御
子形事

宸筆、範兼
朝臣

宣命、御慎、本宮、神事、依、穢、延引事、
文章博士長光朝臣草之

同年十一月十日

權中納言平清盛

宸筆、範兼
朝臣

宣命、明年三命事、今年御慎、
天變、當宮并諸社、惟異

大内記信重

表見張所 一鳥居の左側あり。神宮衛士
一時間毎に交替し、晝夜を戒む。

一鳥居 参道の正
面あり。

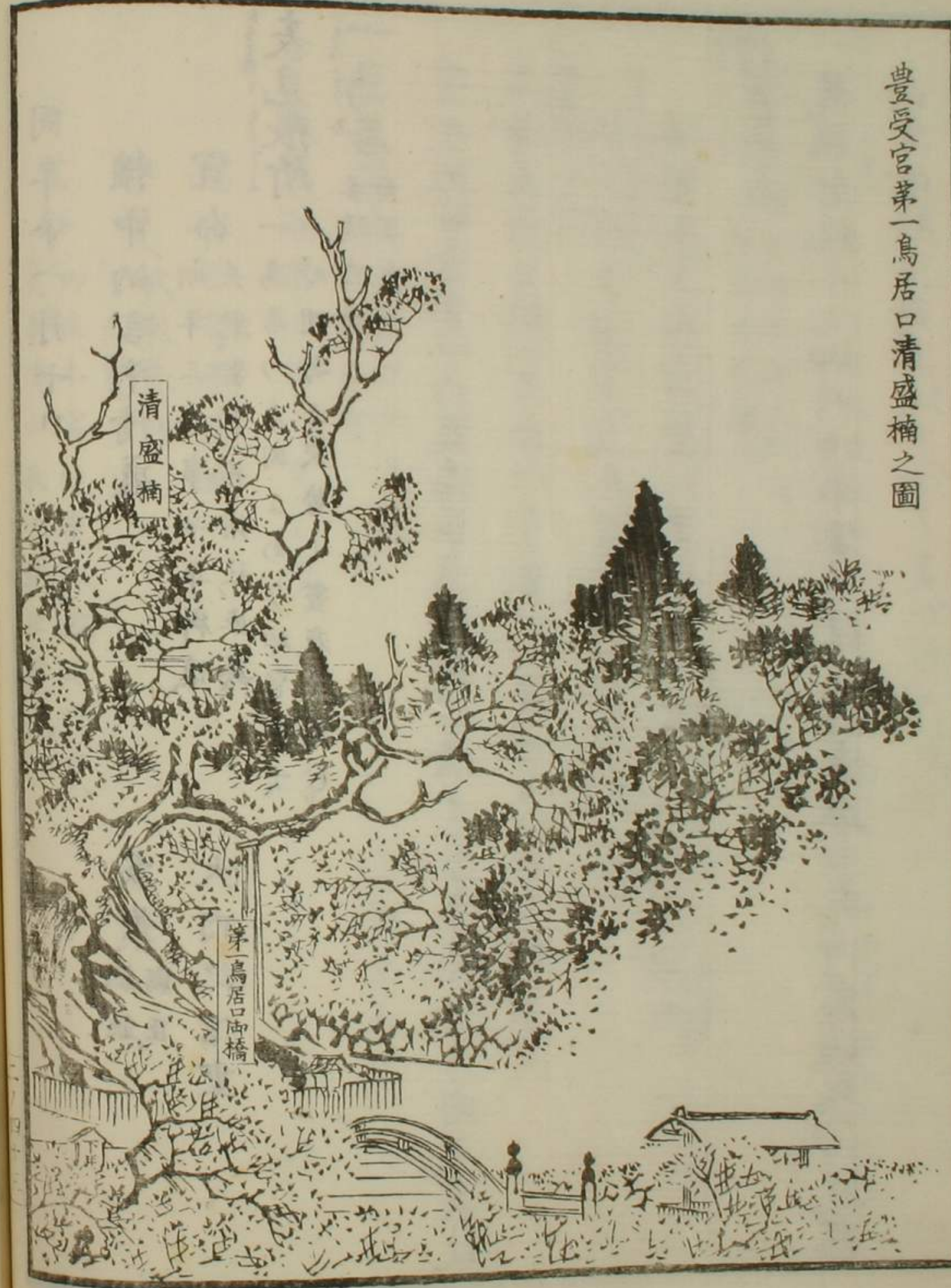
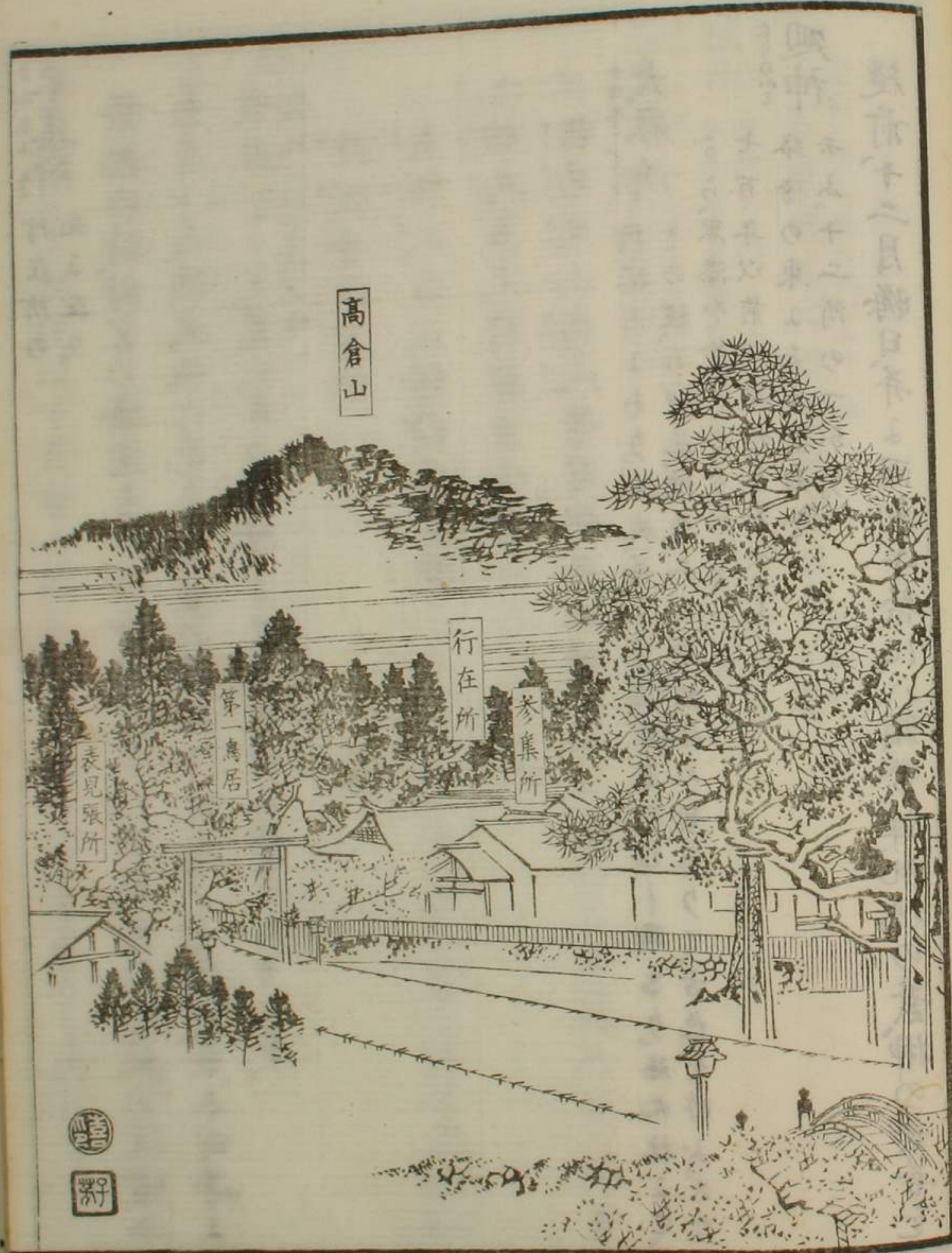
豊受大神宮第一の鳥居あり。維新の際までとらより内、兵仗
及佛具等を携へて参入する事を禁せられたる所なり。

延喜式 凡二所太神宮内、不得帶兵仗、参入

江家次第公卿の儀條 参、豊受大神宮第一鳥居下、帶劍、人者脱之、此内、
弓箭不入、大刀不着

行在所 一鳥居の内、参
道の右あり。

荒垣を繞らし、御門、冲車寄を設く。行幸啓の節、所宿泊、或ハ所休憩
所、又當つる所なり。



參集所 行在所の
此に在り。

祭典の時、神宮の齋宿する所あり。往昔ハ酒殿、忌火屋殿の近傍にあり。由儀式帳に見えたり。其の後、外御所邊より、館町並木町等に散在せしを、寛文年中一括して、此の所に移したりとぞ。

止由氣大神宮儀式帳

祢宜齋殿壹間

大内人三人、宿館屋參間

物忌五人、宿館屋伍間

物忌父小内人等、宿館屋伍間

大麻所 同構内あり。修葺、并は饗膳等を行ひし所あり。総丸柱にて、その柱、あげ葉、壁板など、皆鎗鉋の目ありて、古色を帯ふ。さながら、黒漆を塗れるが如し。六七百年以前の建物あるべし。

廻神 路傍の東にある置石を云ふ。十二所の一あり。

従前、十二月晦日、并は兩初午祭に、八頭幣鉾、枇杷の葉、榊の葉等を

供せし所あり。

止由氣大神宮儀式帳御巫内人條

宮廻神、総二百餘前、祭仕奉、年中三度

祓所 廻神の傍にあり。二鳥居の祓行事に奉仕する神宮の祓を修むる所あり。

二鳥居 一鳥居の次、参道に建てり。

此の所より、官幣、並に勅使以下の一行を淨むる大麻、御塩の行事あり。又、皇族の下馬、下乗も、此の所なり。

大保記

弓箭兵仗太刀男女、念珠本尊持經、不持入、二鳥居之内、但僧尼念

珠、威儀之上、不_レ入_二第三_一鳥居_中之間、禁制限矣。

御神樂殿 参道の右側あり。衆庶の志願小より、御神樂を奉奏し、御饌を供進する所あり。

五丈殿 御神樂殿の西にあ、一殿ともいふ。

兩儀の祭典より、二鳥居の行事、忌火屋殿前の行事等、皆此の殿にて行く。勅使以下、直會は禰る時、此れ殿を用うる例なり。

江家六等公卿勅使條、入北戸、兼居使以下酒肴、結黒木、爲机、以檜木、

著直會殿、西殿、座、南面、兼、菓子肴物、東殿、設、王以下座、更南折、設、官司、

等、脚、編、作、小筥、盛、菓子肴物、東殿、設、王以下座、更南折、設、官司、

座、南、砌、下、設、祢宜座、西上北面、經、頼、記、

新任辨官抄、一殿、一字、五箇間、四度幣、并、公卿勅、

九丈殿、異、あり、

四至神、并、攝末社等、御饌を供せし所なり。往古ハ、神部以下此

著坐す所なりき。

新任辨官抄、九丈殿、神部以下、

主神司殿、五丈殿、對して、南の方、

以上三殿の區を、往古も、直會殿院といひきとぞ。

新任辨官抄、神祇官殿、忌部ト、

直會所壹院、

五丈殿、長四丈、廣一丈六尺、高一丈、

九丈殿、長一丈二尺、廣一丈、

直會御門、長一丈二尺、廣一丈、

齋内親王御輿宿、九丈殿の西、直會院の外、あり、

玉串行事所、五丈殿の前、あり、廣さ石原をいふ。俗よ、

往古奉幣の時、官幣を點檢し、勅使、并、祭主、官司、祢宜、木綿鬘を掛

け、玉串を執りし所なり。近年、正遷宮の時、ハ、舊の如く行ひたり。

江家次第、祢宜等五人、東帶列立、於御輿宿前、東面、

伊勢勅使部類記、養保元年七月三日、公卿勅使参宮、至御輿宿前、神主五人、

主、著、木綿鬘、列立、北、上、

勅使、至、御輿宿、西、砌、列立、北、上、西、面、予、至、北、

舍、西、庭、舊、記、北、上、也、如何、南、上、東、又、當、玉、串、所、疊、石、其、四、角、立、

神、又、石、上、置、神、

愚昧記、

立、白木、高机、三脚、東西、其中央、机上、置幣物、
別宮遙拜所、参道の左側あり。豊受大神宮の別宮
高、官、土、宮、月夜見、宮、風、宮、の遙拜所あり。
年中行事今式正月元日條

祢宜權官者、到別宮遙拜所、列踞、南面、西上、先向、高、官、八度拜、
端拜、次拜、土、宮、次、旋、北面、拜、月讀、宮、又、旋、南面、拜、風、宮、

被所

遙拜所と御池との間あり。石三箇を並べて、鼎足をあす故
俗に、みつ石といふ。正遷宮の時、河原被を修する所なり。

御池

参道の南あり。中世までの御手洗あり。下流ハ、神苑の池に注ぐ。
池の傍、庶人の盥嗽供する水盤あり。下部坂の溪より、速く下
樋を以て、水

新任辨官抄
内院、南面、有池、號、御池、

大宮院東御敷地

参道の右あり。周圍、九百廿五丈
許の石原あり。俗に、古殿地といふ。

御敷地ハ、東西にあり。二十年毎、替々、大宮院を造營せらる
る制あり。今鎮り座は、西の御敷地あり。此の地ハ、中央に設けら
る、心、の御柱に覆屋あり。

五百枝杉

板垣御門の南、水流を隔て、向の岸に在り、由言ひ傳ふれ共、
其の跡詳ならず。従前、僧尼の拜所のあり、一辺なりといへり。
康永元年参詣記

神祇百首

神風や五百枝の雪に青きて松のまろしきと見えつ 度會元長

蕃屏

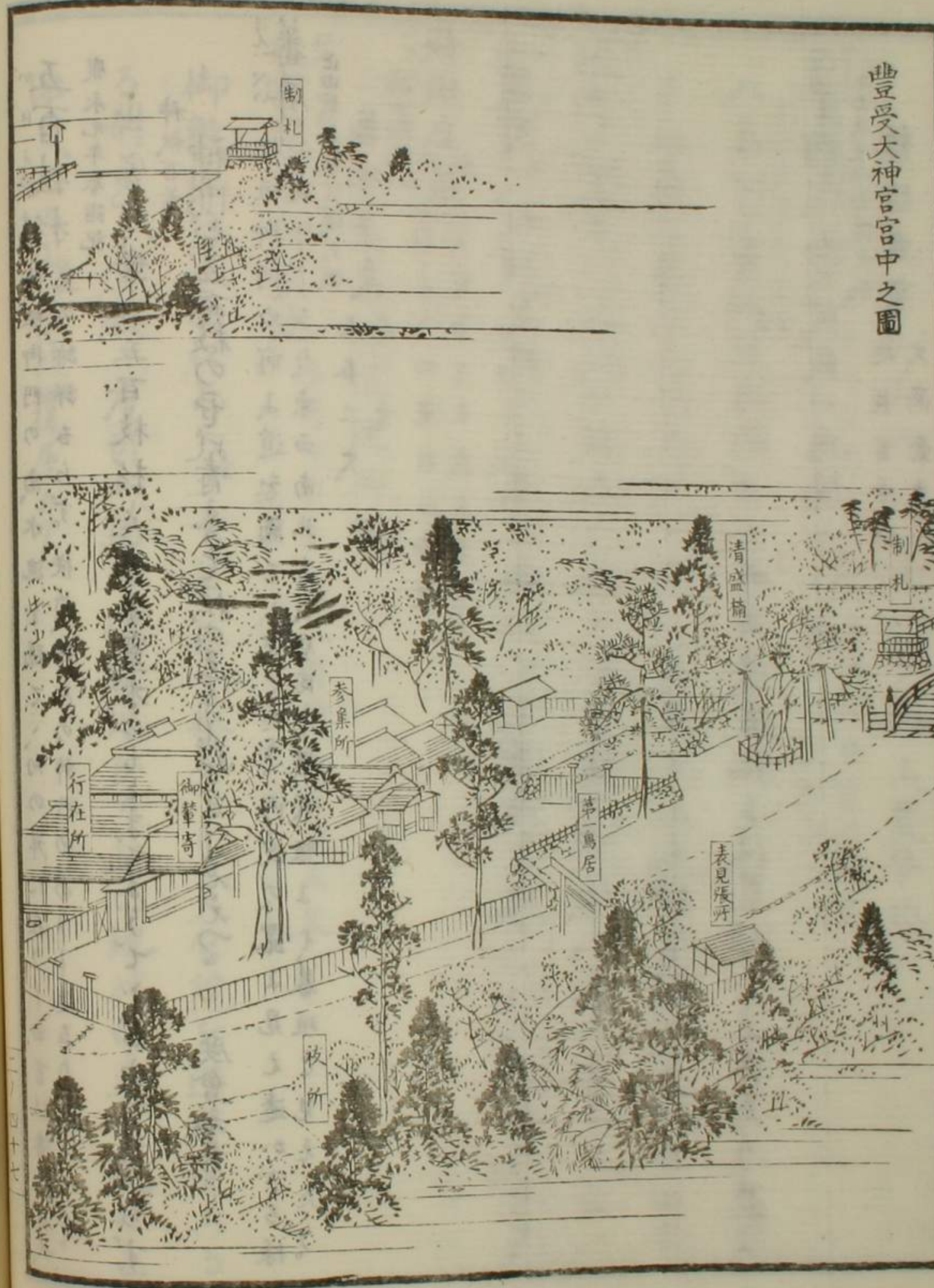
板垣御門の前、道を隔て、建てたり。内院の露見え透かざる様
に設けしなり。東西南北とも、皆同じ。儀式限よ、蕃垣と見えたり。
止由氣大神宮儀式限

板垣鳥居

内より四重目の御垣
に付きたる鳥居あり。

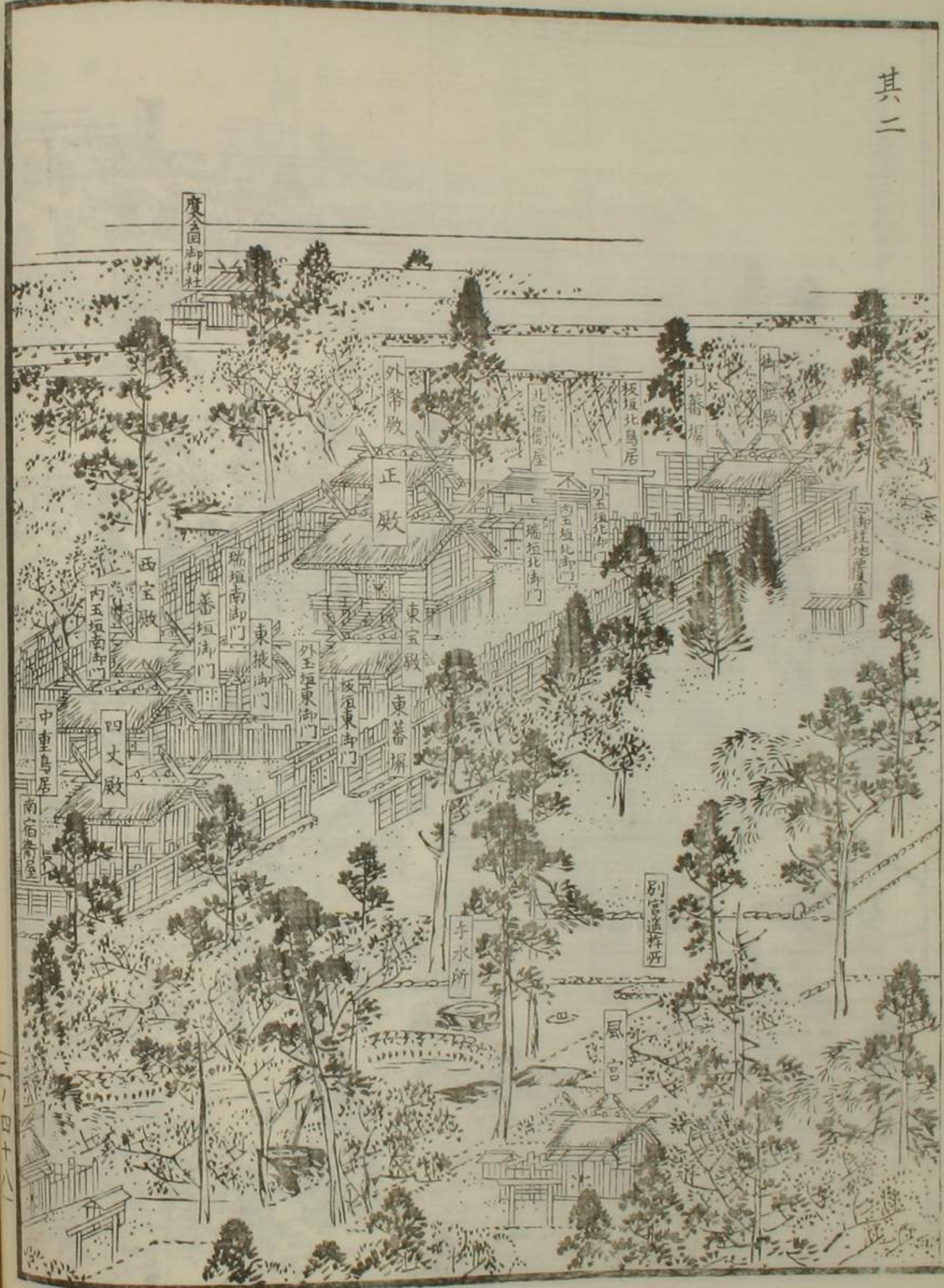
周圍に、板垣を繞らし、東西南北とも、鳥居を建てたり。但、南の鳥居
より、笠木に、左右の板あり。故に、永享頭工日記に、冠木鳥居と云へ
り。江家次第及承保記よ、第三鳥居と見え、神宮雜例集、保安四年
八月廿二日洪水の條、并、應安遷宮記よは、荒垣と見えたり。是よ
り内を、大宮院、或ハ内院といふ。

止由氣大神宮儀式限
板垣壹重、廻長百十六
丈、高壹丈、





其二



延喜式 齋王參度會宮○中參入神宮至板垣門東頭下輿

江家次第 入第三鳥居立幣案於第二御門外

南宿衛屋 板垣御門の内、東側あり。神宮晝夜宿直する所あり。儀式帳より宿直屋とあり。

宿直屋參間 長各一丈四尺、廣各八尺、高各八尺。

今度造加宿直舎一宇 四間、嘉應始造立、建久不造之、今度可

造之由、依被仰募別功造進之

荒垣本自傾倚破損之上、依大風洪水、弥以損失也、番直宿衛

之間、非無更恐

外玉垣御門 内より三重目、母木子木の御垣に付きたる御門あり。

延喜式より外玉垣御門と見えたり。又新任辨官抄より第四御門といひ、江家次第より第三御門といふ。是を内より数ふると、外より数ふるとの差別なり。俗より之を十二所御門と云へり。此の御門より

内玉垣御門までを中重と稱す。

玉垣貳重 一重、廻長六十二丈、一重、廻長九十六丈、高各一丈。

先祈禰宜立、次太神宮司、次幣帛捧持、大内人、御馬飼、内人率

御馬、次驛使、次諸内人等、如此立列、參入、到中重、太神宮司、禰

宜、正道並、雙分頭、跪侍、

江家次第 禰宜等候、第三御門、内西腋、庭中石壺座 東上北面

中重鳥居 外玉垣御門と、内玉垣御門との間あり。俗より、第四の鳥居といふ。

石壺 中重鳥居の左右あり。

石疊とも稱す。儀式帳、延喜式より、版位と見えたり。東なるハ、勅使掌

典、補等の座よりして、西なるを、祭主、官司、正權、禰宜の座あり。

先禰宜、次太神宮司、次忌部、捧幣帛立、次御馬、次使、中臣、次使

王、次、大内人等、次齋宮、諸司等、如是立列、參入、然到中重、就正

道、石疊並、雙分頭、跪侍○中爾時、使中臣發上版位、幣帛告刀

申延喜式祢宜、大内人、各著明衣、分頭、左右、官司立中、次使、忌部捧幣、次

馬、次使、中臣、次使、王入就内院版位、使中臣申祝詞、

四丈殿よびやうてん中重鳥居の東あり。奉幣の節、官幣を照檢する所あり。又、雨儀、石壺の座位、并に祭文讀進あども、こゝにて行むる。

此の殿舎ハ、也、齋内親王候殿と稱よき。三節の祭ハ、齋王入御

ありて、御髮木綿を著け給ひし所なり。中右記、公卿勅使部類よも、

御子宿屋とも云へり。

此由氣太神宮儀式帳六月々次祭條次齋内親王参入○中到中重殿就御座、即太神官司御髮木

綿并太玉串乎捧持、氏第三御門内尔候、即命婦罷出、氏其御

髮木綿並太玉串乎受取、氏内親王乃御在所尔持、参入候侍

爾時、内親王御髮木綿奉、氏發内重御門尔参入、坐、氏就席坐

然、即命婦乃捧持、留太玉串乎受取、給、氏捧持、氏四段拜奉、然

即還出、給、氏就本御坐、

同書 齋内親王侍殿壹宇、長四丈、廣二丈、高一丈、

女孺侍殿壹間、長四丈、廣二丈、高一丈、

延喜式齋内親王参入、度會宮、○中就座於東殿門内、東西各有一殿、

東殿設齋内親王座、左右設命婦等座、西殿設女孺等座、

伊勢勅使部類記 永久二年二月三日、午時参著外宮、○中著御子宿屋、敷半帖

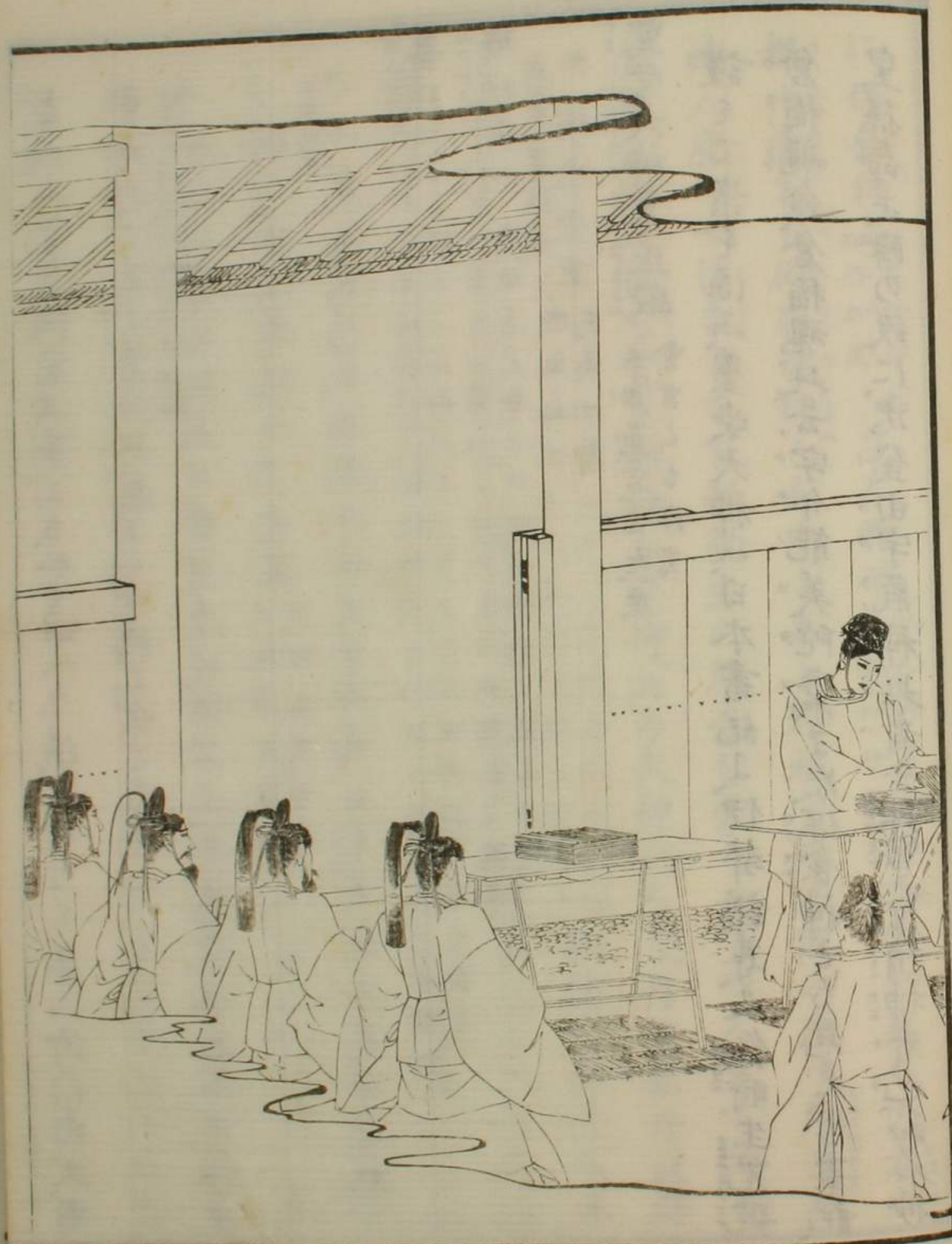
是、依、雨晴時、著前庭、石壺、

女孺侍殿よとつてん舞姫候殿ともいふ。齋宮の女孺等、舞を奏せし所あり。

中世まで、齋内親王候殿、對して、西方にありし、今、廢也なり。

内玉垣御門うちたまがきごもん二重目の御垣あり。きたる御門あり。

祭典の前、勅使以下、此の御門下りて、玉串袋奉らるゝゆゑ、玉串御門



祈年神嘗新嘗
三祭典官幣點
檢之圖

といふなり。江家次第も、かくいへり。儀式帳も、第二御門内、又内

重御門と見え、勅使部類より、中門と出でたり。

止由氣大神宮儀式帳六月次祭條
即大物忌、父發太神宮司、并祢宜二人、所捧持流太玉串、手受

取、氏、第二御門内、方進置、先大神宮司、東次祢宜持、西方

江家次第

一、祢宜召人、令立、官司祢宜等、所持之玉串、於玉串御門、掖

蕃垣御門、内玉垣御門と、瑞垣御門との間あり。俗は猿頭御門といふ。御門をりよて、御垣、御扉、ともにおし。

瑞垣御門、一重目の瑞垣に付きたる御門あり。儀式止由氣大神宮儀式帳

瑞垣壹重、廻長五十丈、高一丈、

豊受大神宮正殿、止由氣宮、また、度會宮とも稱す。

謹みて案ぶ、依ふ、豊受大神ハ、日本書紀、伊弉諾尊、又飢時生兒號

倉稻魂命、倉稻魂、此云宇介能美陀磨、また、保食神とも見え、古事記

皇孫命天降の段に、次登由宇氣神、此者坐外宮之度相神者也、和名抄

に、保食神、和名宇介能美陀磨、また、稻魂、宇介能美陀磨、など見え、又大宜

都比賣とも、御膳津神とも申し奉り、神祇官の西院に座す、御巫祭

神八座の一にまゝして、百穀發生の原素を掌り、天下の人民は衣食

を幸ひ給ふ、最も貴き御神なり。抑、此の大神ハ、もと、丹波國丹波郡

續日本紀、和銅六年夏四月乙未、割丹波五郡、始置、丹後國と見え、丹波郡ハ、今丹後國に屬せり。比治の麻奈為原

に坐し、まゝ志を、此の山田原に迎へ奉り、固より、天上の御幽

契小よりて、天照大御神の御心小出で、御事なり。そは、雄略天皇

乃二十一年丁巳十月朔日、天皇の御夢に、御託宣ありて、豊受大神

を、我が坐す國に欲と誨へ、覺し給ひ、かむ、天皇驚かせ給ひて、度

會神主の速つ祖大佐々命を、豊受大神を、麻奈為原より迎へ

奉ら、志め、山城、近江、伊賀の國々を経て、翌年九月望の日、此の大

宮地に鎮め奉らせ給ひたり。

天照大神在於天上曰聞葦原中國有保食神宜爾月夜見尊
就候之月夜見尊受勅而降已到于保食神許保食神乃迴首
嚮國則自口出飯又嚮海則鱈廣鱈狹亦自口出又嚮山則毛
麕毛柔亦自口出夫品物悉備貯之百机而饗畧○中是時保食
神實已死矣唯有其神之頂化為牛馬顛上生粟眉上生繭眼
中生稗腹中生稻陰生麥及大豆小豆天熊人悉取持去而奉
進之于時天照大神喜之曰是物者則顯見蒼生可食而活之
也乃以粟稗麥豆為陸田種子以稻為水田種子

止由氣太神宮儀式帳

等由氣太神宮院事

今稱度會宮在度會郡沼木鄉山田原村

天照坐皇大神始卷向玉城宮御宇天皇御世國國處處大
宮處求賜時度會乃宇治乃伊須須乃河上尔大宮供奉尔
時大長谷天皇御夢尔誨覺賜久吾高天原坐立見志真岐

賜志處尔志都真利坐奴然吾一處耳坐波甚苦加以大御
饌毛安不聞食坐故尔丹波國比治乃真奈井尔坐我御饌
都神等由氣大神乎我許欲止誨覺奉支尔時天皇驚悟賜
立即從丹波國令行幸立度會乃山田原乃下石根尔宮柱
太知立高天原尔比疑高知立宮定齋仕奉始支是以御饌
殿造奉立天照坐皇大神乃朝乃大御饌夕乃大御饌乎日
別供奉

同書

正殿壹區長三丈廣一丈六尺高一丈

貞觀式

度會宮四座在度會郡沼木里

延喜式

度會宮四座在度會郡沼木鄉山田原去太神宮西七里

豐受大神一座
相殿神三座

新任辨官抄

正殿 一字也、御殿也、各御坐于

續後拾遺集

かけまくも畏き豊の宮柱をささぐらひ空はさるらむ

千五百番歌合

そののみや、祈り、こそ豊受の孫そ君の志きける

同

神さす豊宮人の神遊立ちまの袖のかさなつらし

參詣物語

豊受の宮に詣て、

何事のねどもまほしき志らねどもかたげなきに後さほす

神祇百首

天照す豊受の神のまへ乃火とをす、新し年ぶれなり

續千載集

皇の天つゝ祖のみまのり侍へて祈る豊のうやん

夫木抄

神風やみつのか、葉よ秋のもともようぢんの袖きどる

一葉集

何の本は、花ととも、あらずあむひう那、むせ成

西行の涙の跡をあてして

相殿神 あひどののかみ

止由氣太神宮儀式帳、正殿壹區の注よ、同殿座、神參前、稱、相殿申トスま
た、相殿神御船代貳具とあり、延喜大神宮式よ、度會宮、船代四具と

ある注よ、二具、相殿神料や、河で、西の御船代に二座、東の御船代

よ一座まゝはすなり。まゝ、延喜太神宮式よ、相殿神三座、装束、帛被

三條、絹被三條、以上各長三尺五寸、廣二幅、納綿五疋、帛衣三領、絹衣六領、以上各長二尺七寸、綿各

六、絹裳九腰、各齋長一丈、腰長三尺、高二尺、とありて、古来、御装束よ、沖裳をも、調進

せらば、上ハ、女神にまゝはすの。弘安九年、通海泰詣記よ、當宮ニ

ハ、左右ノ相殿三座オハシマス。イヅレノ大神ニテ御座スルヨシ

人、イマダ知り奉ラザル也とあり。大同本記よ、御伴神三前

と見えたり。

正遷宮 まさうつせえぐら

廿年に一度、正遷宮の大禮を行はせらる。天武天皇此勅によ
りて定めさせられ、持統天皇の六年九月十五日、今の東の御敷
地、小造營せら、新殿よ遷し奉られき。其の後、千二百年に間よ、正遷

宮五十五回、假殿遷宮五十九回行せらるたり。詳しくは、皇大神

宮の所を譲る。

年中諸祭典

此の大宮の所祭ハ儀式帳に見えたるが如く、自皇大神宮と異
なる事ともありしが、明治御政正の後、皆一様となりたり。

歳旦大御饌 一月一日 午前九時 元始祭大御饌 一月三日 正午十二時

祈年祭大御饌 二月四日 午前七時 紀元節大御饌 二月十一日 正午十二時

祈年祭奉幣 二月十七日 午前八時 勅使参向儀 伏兵出張 風日 祈祭 五月十四日 午後三時

月次祭夕大御饌 六月十五日 午後十時 月次祭朝大御饌 六月十六日 午前二時

月次祭奉幣 六月十六日 午後五時 風日 祈祭 八月四日 正午十二時

神嘗祭夕大御饌 十月十五日 午後十時 神嘗祭朝大御饌 十月十六日 午前二時

神嘗祭奉幣 十月十六日 午後五時 勅使参向儀 伏兵出張 天長節大御饌 十一月三日 午前十二時

新嘗祭大御饌 十月廿三日 午前四時

新嘗祭奉幣 十一月廿三日 午前六時 勅使参向儀 伏兵出張

月次祭夕大御饌 十二月十五日 午後十時

月次祭朝大御饌 十二月十六日 午前二時

月次祭奉幣 十二月十六日 午後五時

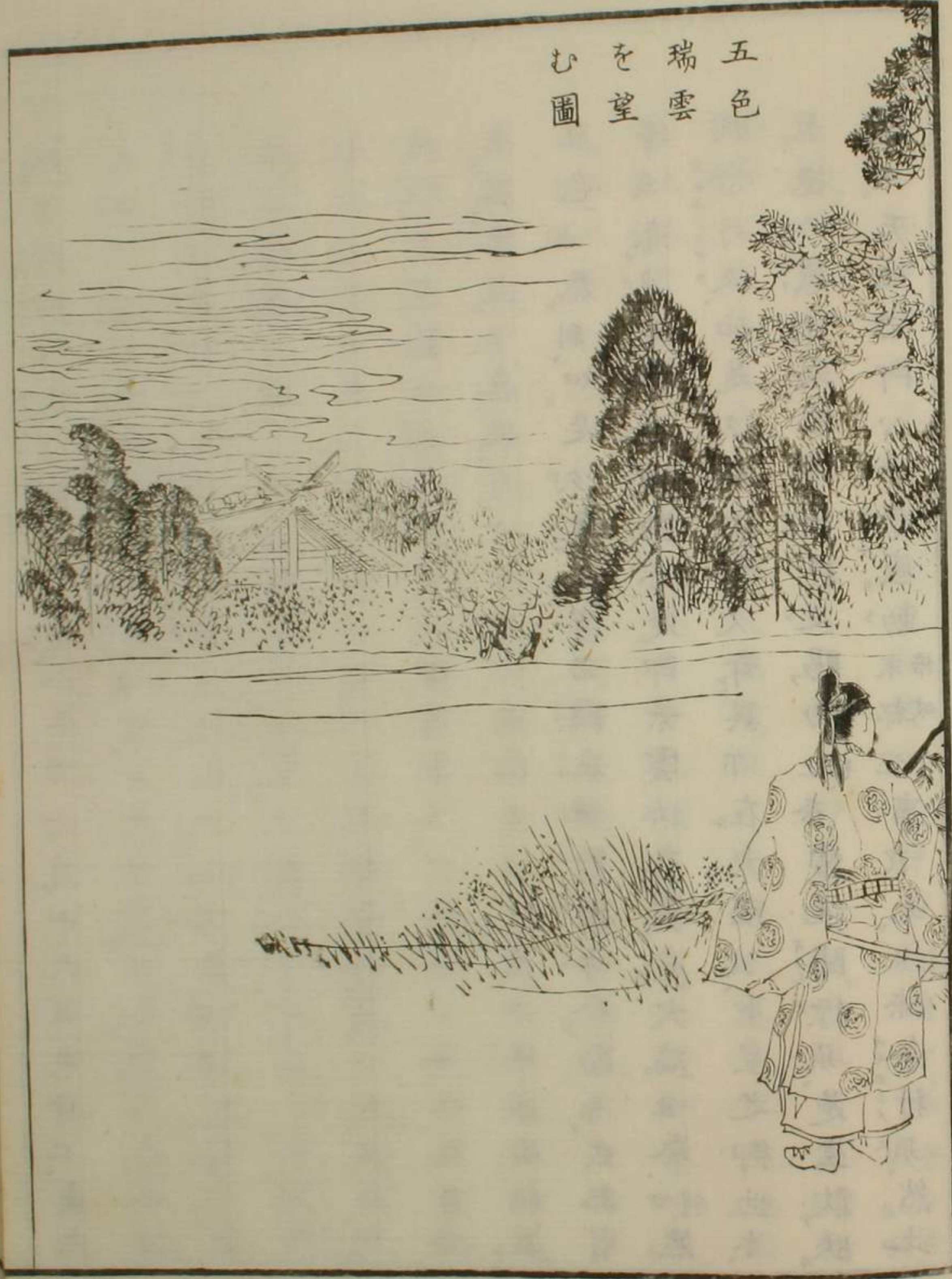
日別朝夕御饌 午前八時 午後五時

神異

當宮御鎮座以來、神異の顕色一事ハ、歴代の國史に見えて、枚舉
むるに違あらば、殊々著きた、稱徳天皇の御代、當宮の上、五色
此瑞雲のたなびきを、伊勢國司等より奏上せしむば、其の瑞
祥より依りて、遂に、年號を、神護景雲と改めさせ給ひし御事、是
なり。今、其の詔詞を抄出して、左に掲ぐ。

續日本紀
稱徳天皇、天平神護三年八月癸巳、改元神護景雲、詔曰、日本
國尔坐天、大八洲國照給比治、給布倭根子天皇我御命止良麻

五色瑞雲を望む圖



勅布御命乎、衆諸聞食止宣、今年乃六月十六日申時仁、東南
之角尔當天、甚奇久異尔麗岐雲、七色相交、天立登、天在此乎
朕自毛見行之、又侍諸人等毛共見天、恠備喜備都在間仁、伊
勢國、守從五位下阿倍朝臣東人等我奏久、六月十七日尔度
會、郡乃等由氣乃宮乃上仁當天、五色瑞雲起、覆天在依、此天
彼形乎書寫以進、止奏利、復陰陽寮毛、七月十日尔、西北角尔
美異雲立、天在同月廿三日仁、東南角尔有雲、本末未黃、稍具
五色、止奏利、如是久奇異雲乃顯在流所由乎、令勘尔、式部省
等我奏久、瑞書尔細勘尔、是即景雲尔在實合大瑞、止奏利、然
朕念行久、如是久大仁貴久奇異尔在大瑞波、聖皇之御世尔、
至德、尔感天、天地乃示現之、賜物止奈常毛、聞行須、是豈敢朕
德、伊、天地乃御心乎、令感動、倍末都流事波无、止奈念行須、然此

方大御神宮、上尔示顯給、故尚是方大神乃慈備示給、流幣物奈
又掛毛、畏岐御世御世乃先乃皇我御靈乃、助給比慈、給流幣物
奈犁、故是以奇、久喜之大瑞、遠頂尔受給、天忍、天默在、去不
得、奈之天、諸王知、多知、召、天、共尔歡備尊備、天地乃御恩乎、奉
報、倍之止、念行、止詔布、天皇我御命遠、諸聞食、止宣、然、天、方
万、物乎能、覆養、賜比、慈備、恠美、賜物尔坐須、又太神宮乃祢宜
大物忌、内人等波、叙二級、但御巫以下人等叙、一級、又伊勢國
神郡二郡司、及諸國祝部有位無位等賜、一級、又六位以下、及
左右、京男女、年六十以上、賜、一級、但正六位上、依例賜物、其正
六位下、重三選以上者、賜、上者、正六位上、又孝子順孫、義夫、孝
婦、節婦、力田者、賜、二級、表旗、其門、至于終身、田租免給、又五位
以上、人等賜、御手物、又天下諸國、今年、田租半免、又八十以上、

老人及鰥寡孤獨不能自存者賜糧又示顯賜流帶瑞乃末尔年號改賜布是以改天平神護三年為神護景雲元年止詔布天皇我御命速諸聞食止宣

東西寶殿瑞垣御門の内正殿

財寶とも寶藏ともいふ。東寶殿と幣物を納め西寶殿ハ幣馬の鞍并に右神寶等を納む。

寶殿貳宇 長各一丈六尺廣一丈二尺高一丈

同書六月次祭條

即祢宜發御鑰所給大物忌乎先率立内院參入次太神官司次大内人三人明曳御調糸持參入然太神官司波内院

御門内跪侍祢宜波開東寶殿御調糸進入員卅絢見進入廿八絢高官

御料分 奉入畢即罷出

同書神嘗祭條

祢宜發御鑰被給大物忌乎前率立内院參入○中大内

人波西寶殿乎開氏御馬鞍調度進上畢即開殿戸罷出

延喜式

物忌内人等昇幣帛案入奉置瑞垣内財殿

新任辨官抄

東西寶殿 二宇也、在正殿之前二大許

同書

瑞籬之中正殿東西寶殿三宇有之也

御饌殿正殿及の角玉垣板垣の間あり。諸書に御食殿とも御氣殿とも書けり。

其の制作他の殿舎と異り棟柱二本のみふて餘の柱を用ゐず。四方壁板を以て組み上げ南北二口より廊を設く。世俗に所謂蒸籠組なり此の御殿ハもと丹波國比治の真奈為原よりありて丹波道主の女八乎止女大御神并に豊受大神比日別の御饌を供進せしより祭儀連綿たりしを雄畧天皇の廿二年大御神の神勅によりて豊受大神を今の大宮地に迎へ奉りし時古式の如く此の御饌殿を正殿の良れ角小建設し神主の女子いまご婚がらる者

を撰びて、大物忌に定め、神玉、御前を追ひて、西宮の朝夕此御饌小
後事する事とはなせり。かゝるより以来、今の世に至るまで、を
の儀式ハ、敢て更ることなし。

止由氣大神宮儀式殿
御饌殿壹宇

長一丈、廣一丈、高一丈

同書供膳物條

大物忌、父我佃奉、拔穂、御田、稻乎、先穂、波乎、拔穂、尔拔、氏、九月、神
嘗、祭、八荷供奉、一荷懸、然、所遺、稻乎、以、氏、將來、至于、九月、十四
日、御炊、物忌、尔令、春炊、氏、御塩、燒、物忌、乃、燒、奉、御塩、并、志摩、國、
神戶、人夫等、奉進、御贄等、乎、持、天、御炊、物忌、尔令、頂持、大物忌
御机、尔副、天、祢宜、大内人等、御前、追、氏、御饌殿、乃、前、尔持、參入、
氏、大物忌、御炊、物忌、乎、奉、入、天、日別、二度仕、奉、畢、時、三八、遍拜、
奉、罷、退、

同書

御饌殿一宇、用物肆種、調、絹貳疋、御幌、并、二所、大神、調、布捌端、及相殿、神、御座、料、

殿内、天井、壁、代、二所、大神、及相殿、麻席三枚、二所、大神、御床、土、代、敷、料、并、相殿、神、
神坐、下敷、并、敷、布、御巾、布等、料、
料、御、麻、簀、三枚、二所、大神、御簀、料、
右件、用物、太神宮司、年別、九月、祭、所、充、奉、○此の外朝夕御饌の事、同書に散見す

延喜式
まとも、重複を厭
ひて、之を畧す

凡度會宮、祢宜内人等、依、例、供、進、大神宮、及度會宮、朝夕、御膳、
餘宮、不供、其御膳殿、年料、所、須、絹三匹、布八端、東席三枚、食單、

新任辨官抄
布二端、食薦三枚、神宮司充、之、

荒垣之内、御食殿一宇也、如、寶殿、有、千木、堅魚木、每日二度御
膳供之屋也、朝未明、夕、東燭、程、供、之、内宮、御膳、供、于、外宮、此殿

也、

殿舎考證
今、御饌殿、南北二面、長一丈九尺五寸、桁行三間、中間五尺八
分、廣一丈三尺、梁行二間、各按、帳、長、廣、大同、當、有、關、文、誤、字、

久安二年十一月廿五日、陰陽寮、勘文云、豐受大神宮、御氣殿、
内、去、七月十六日寅時、鳥二翼參入、居、御板敷、上、此の外軒
屢見えたれど

外幣殿 正殿の隅、玉垣板垣の間あり。東宮、并に皇后宮の幣帛、國々
處々の調、荷前、雜物等を納めし所あり。内院の外ある幣殿、なれ
む、外幣殿と

止由氣太神宮儀式帳 幣帛殿 壹宇 長一丈、廣一丈二尺、

新任辨官抄

外幣殿 一宇也、在正殿、後瑞垣玉垣等外也、舊
損、神實幣帛納此殿、作、椽如東西實殿、

北宿衛屋

外玉垣御門の外、西側あり。

北御門

裏御門ともいふ、瑞垣、及内外玉垣、又付きたるハ、
於、不、昔御門、小、て、板垣、又付きたるハ、鳥居あり。

康曆遷宮記

應安八年七月十二日、二頭代有繼來、云、新宮瑞垣御門 中

同北御門、毛、三尺寄、北事同前也、可為、何様哉、作所毛不被存
知、工毛不存、知、任、東宮之寸法、自古穴三尺寄、南、自昨日堀之、

言語同斷地堅候也、止申之、予 祿宜 引見記錄之處、西宮瑞垣
御門、并同北御門、三尺寄、北事、祖父長官嘉元記、分明之間、令
指南了、

蕃屏 板垣御門の外道を
隔て、北あり。

上御井

板垣北御門の前を、西へ行く、二町あり、藤岡山の麓あり、
井の上、殿舎に齊し、覆屋あり。天忍徳井とも御水とも稱す。

此の御井ハ、皇太神宮、並、豐受大神宮の、朝夕乃御饌、又供する御
料、小、て、上古、度會神主の遠祖、天村雲命、天御祖神の御教のまに
まに、高天原なる あめのむすぶ 天忍石の長井、乃水を持ち降りて、そぎ加へ給ひ、
水あり。初、築紫の日向の高千穂峯、ふ在りしを、丹波國真奈為原、
移し、豐受大神御遷坐の時、また、此所、又移し、と云ふ。若、此の御井、ハ、
異變ある時ハ、次第を経て上奏し、朝廷、之は、陰陽寮を、て、軒廊
の御トを行、し、め、勅使を、立て、給ひて、神慮を伺ひ奉らる、舊例

なりき。

止由氣大神宮儀式帳

父无位神主乙磨

右人行事與物忌共副御饌前追仕奉又大御饌尔供奉御杖

手五十六枚日別奉進又御井掃淨奉又御井與御炊殿往還

間道百廿丈橋十五丈此月每修理掃淨仕奉

一御井社内蛇直事

大治三年十一月廿四日見付御井社中蛇奈保禮留事當

日三人物忌子良為汲進夕御饌御水參向二宮朝夕御井

社奉開御戸拜見之處長四尺許蛇八寸許者從土居之外

指出三尺餘許者御井社内奈保禮留之由所見付也仍注

進之後大治三年十二月廿七日被下宣旨云權大納言

藤原朝臣宗忠宣奉勅宜下知彼官司且祈謝公家御慎天

神宮雜例集

下口舌病事且令註申神事穢氣不淨違例者

長徳檢録

上御井社

御竈木帳四十五前神社

上御井社

風雅集

おほ井をたふ水汲み初めてあはたむる春本々

度會家行

同

よ枝へて汲むともつきと方た天より移すおほ井の水

度會延誠

夫木抄

君が代は濁もあらじ言花や藤よまのちほ井の水

ト都兼邦

神道百首

ゆく末も百代の春うけてあぞむすむおほ井の水

士佛法師

同

山里のけけの水を汲ぶ身も井の社のあはれ

荒木田房継

藤岡山

花さけむすお井の水を結ぶとて藤岡山にあはれ

度會元長

同

藤岡山上御井の上なる岡阜なり域内は屬す

此の邊藤の樹多きを以て名を得たり

度會國御神社

上御井の東に當れる城内に坐す。豊受大御宮の攝社なり。

御竈木帳四十七前神社

度會之國都御神社

延喜式度會宮攝社坐

國見社

度會國御社

天日別命于彦國見加岐建與東命

國生社

大津神社

國御神社の西に坐す。豊受大神宮の末社なり。

大津社

廳舎 儀式帳より、務所廳と見え、東の大宮地の北にあり。

往古此の所にて、宮務を執り行ひ、諸國の神戶御園御厨等、

諸事を令たり。此を廳宣といひき。

御器御倉調御倉

一も、有爾郷より調進する土器を納め、一八、御政印及御贄等を納めき。共、近世まで、廳舎の西に並び

忌火屋殿

東大宮地の良にあり。御饌炊殿とも、御竈屋ともいふ。

忌火を鑽り、日別朝夕の御饌、並に諸祭典の御饌御贄を調理する

所より。儀式帳に御井、與御炊殿往還間道百廿丈、橋十五丈とありて、距離九叶へり。正中御饒記より、鳥居あり。由を記せり。又、外宮葺萱負數記に、御葺萱五百圍と見えて、往古ハ、萱葺あり。を今も大板葺にて、桁行も増尺せり。

御饌炊殿壹間

長二丈二尺、廣一丈二尺、高八尺。

在廳東調備御膳所也

又召家榮以詞仰下云

祭主卿注申、豊受宮忌屋殿虫出來、恠

異、可占申、各持來、卜形式、神事不信不淨之上、公家、御藥、天下

口舌者、官寮大畧同趣也、虫出來、事、六月十一日、七月十四日、

二ヶ度也、仍、二ヶ條皆卜、申也、

同書同年八月條

廿七日、有、臨時伊勢奉幣、上御右大臣、是仍、外宮忌屋殿虫出

來恠異也

永正元年甲子七月十九日の夕御饌の時、忌殿御釜御ほえ候、

同八月十一日の夕御饌の時、御ほえ候、同十七日夕御饌の

時、御ほえ候、

同附属舎 忌火屋殿の左よあり。土器々械、鋪設等を納む。

祓所 忌火屋殿の南庭よあり。日別朝夕の御饌を始め、諸祭典の御饌、御贊、及奉仕の神官を祓へ清むる所あり。

御饌道 大宮地の北よあり。朝夕の御饌調進の道なるを以て名づく。

廻神 道の北よあり。十二所の内なり。御倉の舊趾ありといふ。

酒殿 忌火屋殿の西よあり。神酒を醸す所なり。豊宇賀能賣神を祭れりといふ。

御酒殿壹間、長二丈五尺、廣一丈六尺、高九尺、

御饌調理貞齋宿所 酒殿の東よあり。日別の御饌調理に仕へ奉る神官の齋宿する所あり。

御竈木屋 齋宿所の北よあり。忌火屋殿需用の御薪を納むる所あり。明治四年までハ御薪神事といふ事ありき。

祢宜權官行列立于例所、中先是、三色物忌、父等、擔御竈木、

而序立于木柴垣内南頬、中時、一禰宜目、于大物忌、父一臈

問、御調成那、一臈稱唯、中一禰宜警蹕如例、到于本宮、物忌

父等直啓瑞籬門、而入内院、中而其所擔之御竈木、傍立大

床之高欄、東西各四禰宜權官各八度拜伏、

内御廐 忌火屋殿の異の方、参道の左側よあり。防牲籬の外よある幣帛御馬隠御廐等、又對して、内御廐と稱するかるべし。此の御馬を、

延喜式よ、主馬寮より牽進せらるゝ例あり。

注進よ、隨ひ更、主馬寮より牽進せらるゝ例あり。

御馬飼内人无位神主豐繼

右人、行事卜、定任日、後家、雜罪事祓、淨底、常板立、御馬二匹、

此、率己、戸人夫、並多氣郡司、貢上飼丁、仕奉、

貞觀六年十二月十日癸亥、勅置、伊勢豐受神宮、御馬飼内人

一人、以元御馬二足、充飼内人一人也、

延喜式

凡二所大神宮櫪飼御馬各二疋、簡幣馬、内恒令養飼、自外馬、皆放神牧。

中右記

保延元年二月十五日、天陰、大宮大夫行、軒廊御上、外宮、佐御馬斃事、○中官寮共、公家御慎、由ト申、

愚昧記

嘉應元年十二月月次祭、左少辨為親云、外宮御馬斃之由、進宮司解狀、撰日次、追可被引獻。

北御門口鳥居

北御門口の北、北御門口の參道より、俗に北の鳥居といふ。

應安連官記

應安十六年十一月十四日、夕有御事始、神事祭主忠直朝臣、東、自北鳥居被參也、於例所有手水、

寛正三年九月廿三日頭工記

北鳥居柱長壹丈七尺五寸

永正記

御饌供進、家中、不神拜、○中於外宮者、内御馬、北鳥居邊候也、廻神道の左右にあり、十二所の内あり。

外御廐

北御門口參道の右側にあり、防往籬の外に在るを以て、かく名づ、此の御廐の北より、西を指して、國御神社へ參詣する道あり。

止由氣大神宮儀式帳

幣帛御馬隱廐壹間、長二丈、廣一丈、

齋内親王御膳殿壹院

御膳殿と、五丈殿との間にあり、儀式帳に、御膳殿壹間、御炊殿壹間と見えたり、今、廢れぬ。

中堤

一鳥居、北御門兩參道の出で會へる衢を、南より、中堤の南、多賀宮へ、あり、坂道をいふ。

下部坂

昇る坂道をいふ。

此の石階の中に、袖引袖摺といへる石二箇ありし由、延貞筆乘、見えたり、今も知る人なし。

神祇百首

炭竈む谷の音をもせぬ山は誰うおりの坂もありてふ

度會元長

檜尾

多賀宮のまじ、ます山をいふ。

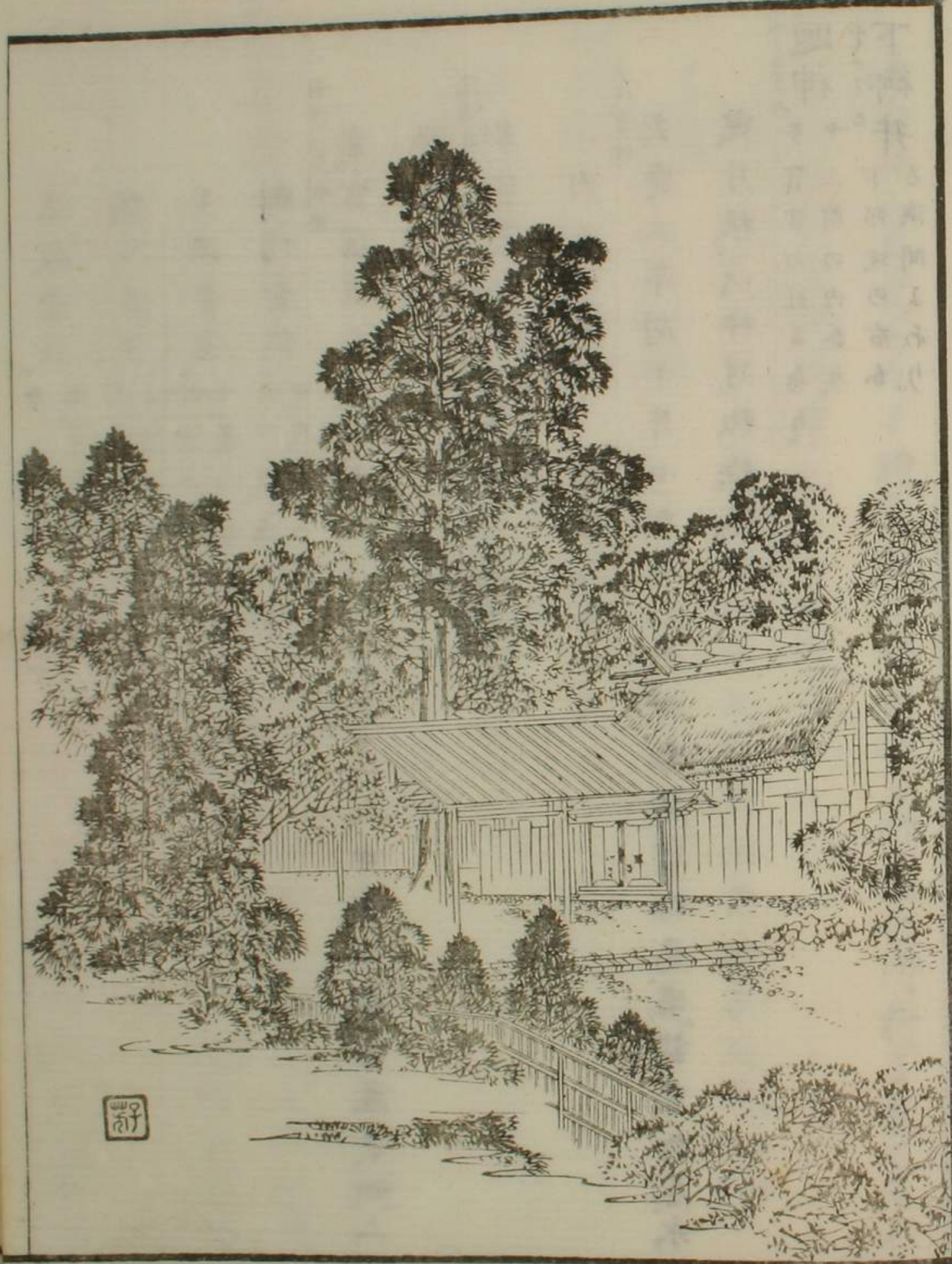
式年御造營の節、心押柱の料材をば、此の邊より伐採する舊例あり。

多賀宮

檜尾山の上より鎮り坐す。豊受大神宮第一の別宮にして、祭神ハ、大神の荒魂の神と坐せり。

止由氣大神宮儀式帳

管高宮壹院、等由氣、大神之、荒御玉、神也。



多賀宮

多賀宮之圖



二ノ六十五

正殿壹區、長二丈四尺、廣一丈二尺、高一丈、

瑞垣壹重、廻長十二丈、高一丈、

玉垣壹重、廻長十八丈、高一丈、

御門壹間、長一丈、廣一丈、四尺、高一丈、

高宮宿直三人、小内人一人、戸人二人、中番下番宿直事如上

件、餘月

多賀宮一座、豐受大神荒魂去、神宮南六十丈、

内人二人、物忌父各一人、

三代實錄

天慶三年閏十月十九日乙巳、伊勢高宮物忌准、諸宮物忌永

宛月粮、以神封物給之、

廻神、多賀宮の北あり、十二所の内あり、

下御井、下部坂の右あり、

上御井小異變あり、時、此の水を以て、御饌の御料と充てられ

し由、太神宮諸雜事記と見えたり、

止由氣大神宮儀式、假御平内人行事條、朝御饌夕御饌、尔仕奉留御井、並高宮御井、神祭仕奉、六年中

長徳檢録、下御井社、在高

山口祭場、下御井の北あり、

式年御造營の始、山口の神を祭る所あり、

止由氣大神宮儀式、假新宮造奉時、行事並用物事條、次取吉日、山口神祭用物、並行事如左、

- 金人形廿口、金鏡廿面、鉾廿柄、大刀廿柄、鎌一柄、奈岐鎌一柄、手銚一柄、小刀一柄、五色薄絶五尺、木綿二斤、小麻二斤、小庸布四段、給大内一人、御巫内一人、管裁物忌一人、各一段、以上、雜物官庫之物、
- 酒一斗、米一斗、雜腊一斗、堅魚二斤、鮑二斤、海菜二斗、鹽二

升、土師器五十口、陶器五十口、雞二羽、雄一、雌一、鷄卵十九、以上神稅、太神官司所充奉、

右件物祭奉畢時、御巫、内人告刀申、畢即管裁物忌、以忌鎌、氏草木、始、然、以後、諸役夫等、草芥木切所々、山野散遣、然、宮造畢時、返祭料物如始、

土宮

山口祭場の北の敷地は鎮り坐す。豊受大神宮の別宮よりて祭神も地主の神あり。

此の宮元も土御祖社と稱せしを、大治三年、宮號宣下ありて、別宮小列せられたり。又、此の御殿の向方又つきても、諸説あり、かども、往古より、東面なりしを以て、其の儘に志おうれる事、長秋記に詳なり。

長徳檢録

土御祖社

在大宮前

類聚神祇本源

土宮

在神宮、與高宮、東向坐。

大治三年六月五日、宮號宣下、為度會河堤、守護也、

同書

長秋記

長養三年、仰造宮使、被増作寶殿、畢、預祈年、神嘗、月次等祭幣、事、必可參、豊受太神宮、土宮、彼外宮、地主神也、然而年來無預官幣、而今度準七所、別宮、可預官幣之由、自本宮依申請、已蒙裁許、仍重申請云、御殿元、高五尺許也、而准七所、別宮者、每年荷前幣物、可納御殿内也、件幣物、廿年遷宮外、無取出事者、不大造於御殿、件物無可置之處者、准内宮、荒祭外宮、高宮等、可被造、此御殿、一丈許、有何難哉、云、同宮、自本東向也、而太神宮、竝七所、神宮、皆南向也、今度准他社、可造南向歟、又件社、本自有鳥居、而内垣内、無有鳥居之例者、今度可立鳥居之否、事也、件三事、可依仗議、中廿四日、壬寅、晴、酉、刻、參仗議、中公教讀、申本解、成通書、定文、土宮御殿、可作大事、同宮、可作南向

事、元東同官、鳥居可在、否事、内大臣定、申云、伊勢事、多依御卜、
被行、常事也者、三事共依御卜、被行、有何事乎、源大納言、新中
納言、新宰相中將、三事共不可改、舊儀、其幣物納神、殿事、不造
大、不可在事、歟、南向事、任舊如元、東向何事、在矣、鳥居事、内鳥
居、内無有他、鳥居、又失本、鳥居事、共難量、申者、可被行、御卜、歟、
下官中宮、權大夫、申云、於神、殿從本宮、申、可造大之由、於向方
竝、鳥居、只可任舊、下官副詞、云、土宮、地主、神也、無知造社、本縁
之人、自昔、東向奉居、何可改定哉、就中、八幡、御殿、西、諸神、皆東
向座、賀茂、片岳、又東向座、以是等例、准據處、可依所、便宜歟、於
鳥居、條、大社、鳥居、中有、佗、鳥居之例、諸社、多存、於高宮、荒祭、宮
者、各立中門、云云、今、准中門、被立、鳥居、有何事矣、

風宮 かぜのみや
土宮の東、檜尾山の
北麓に鎮り坐す。

元ハ、風社と稱して、未官帳の沖社なり、弘安四年、蒙古襲来
此節、神威を顕し給ひ、により、正應六年、宮號宣下ありて、別宮不
列せられき。舊記考證等ハ、風日祈宮の所又出せり。

長徳檢録
風社、在高宮、
道、棒、本、
類聚神祇本源
風宮、在、神宮、南、土、宮、
東、但、南、向、坐、

正應六年三月廿日、官符改社號、奉授、官號、預官幣、依異國降
伏之御祈也、

同書
嘉元正遷宮之時、被増作寶殿了、

廻神 めぐりのかみ
風宮の近傍に二箇所あり、
千枝杉 ちえだのすき
風宮の東あり、

大官司千枝朝臣の植ゑられしを以て名づけたりとぞ。元ハ、四株
ありしに、正保元年の大風、顛倒して、今ハ、僅一、一株残まり。

